

特70  
445

法學博士 桑田熊藏 著

# 工場法と勞働保險

東京 隆文館 發行

目次

次	目
	諸論 社會問題の要旨……………一
	第一篇 工場法……………五一
第一章	工場法の性質……………五一
第二章	工場法の内容……………八六
第三章	工場監督實施の方法……………一五〇
	第二篇 労働保險……………一九七
第一章	労働保險の性質……………一九七
第二章	災厄保險……………二三一
第三章	疾病保險……………二四八

第四章 老癈保險……………二七〇

第三篇 本邦社會政策の主眼……………二九三

第一章 本邦勞働者の現状……………二九三

第二章 工場法案の沿革……………三六七

第三章 勞働保險の將來……………四〇三

目 次

工 場 法 と 勞 働 保 險

緒 論 社會問題の要旨

法學博士 兼 田 熊 藏 著

已に戰勝の國民として、將た世界の強國として、廿世紀の國際場裏に馳聘せんとする我日本國民の任務、亦重い哉。戎備の擴張、固より急ならざるに非らず、産業の發展、固より急ならざるに非らず、財政の整理、固より急ならざるに非らず。然りと雖も我國民が將來に在つて、世界の耳目を聳動する所以のものは、是等の事に非らずして、他に之あるなり。何ぞや、社會問題の解決即ち是なり。

余嘗つて歐洲近世史を繙き以爲らく、十九世紀は政治的革命的時代の

なりき、廿世紀は經濟的革命的時代ならん。回顧すれば十八世紀の末葉に當り、君主專制の弊害殆んど其極に達し、君民の軋轢實に甚しきものあり。革命の計畫は先づ佛國に行はれ、延て大陸諸國に及び終に十九世紀に至つては、歐洲到る所、立憲政體の國家を靚ざるなく、君主專制の舊態は、纔かに蒙昧疎野なる歐洲の東隅に存せるのみ。十九世紀を以て政治的革命的時代となす亦宜ならずや。今翻つて歐洲經濟界の現狀を察するに、貨財の増殖は殆ど其の極まる所を知らざるに關らず、貧富の平均其宜しきを失ひ、細民の窮困漸く甚しからんとす。資本家と勞働者の衝突は、次第に劇甚を加へ、社會主義の思想は、勞働者に浸漸し、牢乎として亦抜く可らず、社會黨の勢力は漸次發展し來り、各派政黨の間に立つて、赫然政機の中樞たるに至れる所あり。若し各國政界に於て、社會黨の全盛を極むるの時期來らば、廿世紀の經濟的革命的氣運

は已に熟せるものと云はざるを得ず。十九世紀の政治的革命的、立憲政體の建設に依つて其終を告ぐることを得たり、廿世紀に於る經濟的革命的如何にして之を避くることを得べき乎。是れ歐洲各國の經世家が、最も苦心焦慮して、未だ解決する能はざる一大疑問なりとす。顧ふに我日本國民が一掬の血を濺がずして立憲政體を建設したること、は、我國民の近世史上に於て博取したる至大の榮譽なり。將來の經濟的革命的處して、此一大疑問を平和の裏に解決し去ること、豈亦我國民の難しとする所ならんや。然り而して苟も之をなすことを得んか、日本國民の光榮、蓋し之に如くものなかるべし。

社會問題の解決は、實に吾人の双肩に横はる所の重大なる責任なり。而して此解決の方法を求むるには、歐洲各國に於る理論及び實例に徴するを以て必要の事とす。固より彼我國情の異なるものあり、時勢の

推移も亦之を考量せざる可らず、加之、解決の方法たる多岐に分れ、取捨折衷其宜しきを得ざる可らず。去れば余は茲に先づ社會問題の性質及び解決の方法に關する根本の主義を説明し、次に章を追うて各種の方法に就き、我國に最も適切にして、實行を要する所の工場法と労働保險を抽出して之を叙述せんと欲す。

**社會問題の意義**　社會問題とは何ぞや。通俗の用語を以て之を解すれば貧富の衝突に外ならず、去れど科學的に之を説明すれば廣義と狭義の二種の區別あり。廣義の社會問題は、大資本家と小資本家との關係及び資本家と労働者との關係にして、狭義の社會問題は、資本家と労働者の關係なり。狭義の社會問題は所謂労働問題と其範圍を一にす、世間往々社會問題と労働問題とを殆んど同一の意義に解釋せる者あるは即ち此理由に基けるなり。去れば余は茲に本論に於て社會問

題を狭義に解釋して労働問題と同一のものと認めて之を叙述せんと欲す。廣義の社會問題に就いては他日機を見て之を論ずることあるべし。

社會問題の性質是の如しとせば、苟も貨財の分配に貧富の等差あり生産の組織に資本家と労働者の區別ある場合には、社會問題は必らず起らざるを得ず。之を歐洲の歴史に徴するに、遠く太古の時代に遡れば希臘羅馬に於て明かに其痕跡の認むべきものあり、中古時代の歐洲各國にても亦貧富の衝突は種々の形式を以て表はれたり。然れども當時の社會問題は近世に於ける如く其勢や猛烈ならず、其實質に就ても亦大に其趣を異にせるものあり。其然る所以を按ずるに近世の社會問題は工業に於ける階級の軋轢なり、舊時の社會問題は農業に於ける階級の軋轢なり、此區別に基きて社會問題の状況全く異なるなり。

余は茲に其理由の概要を述べし。

資本家と労働者の地位が工業に於ては農業に於けるよりも其懸隔甚しきものあり、農業に於ては資本家と労働者の地位の懸隔稍々少なし。地主の中には大地主あり小地主あり而して小作人即ち労働者にして小地主を兼ねる者少からざるが故に、地主と労働者との區別の明瞭ならざる場合多し。然るに工業に於ては一方に工場主あり一方に労働者ありて此兩者の區別は極めて明瞭にして、恰も農業に於ける小作人にして小地主を兼ねるが如き者は殆んど見るを得ざるなり。去れば農業に於ては資本家と労働者との階級の區別は累々層をなし、労働者が勤儉貯蓄の結果少許の土地を所有して小地主を兼ね、更らに進んで純然たる地主となり、漸次其地位を進むること敢て難しとせざるも、工業に於ては労働者と資本家の間に是の如き段階なきを以て、労働

者は終生労働者の地位を脱し、資本家の伍に入ることを得ざる場合多し。従つて社會問題は工業に於ては農業に於けるよりも激烈なる勞を以て發展し來るなり。

農業に於ては資本家と労働者の間に土着の關係ありて、資本家も其土地を離れて他所に赴くを欲せず、労働者も亦然り、二種の階級共に一定の土地に密接の關係を有するなり。然るに工業に於ては此の土着の關係なく、資本家は利益多ければ極めて遠隔の地に資本を放下すること、も更に之れを躊躇せず、又労働者に在つても賃銀高ければ如何なる土地に移住して勞力を賣ること、も厭はざるなり。封建制度の下、住居移轉の自由が制限されたる時代なればいざ知らず、現代の社會に於ては此自由は法律に依り絶對的に認められたるが故に、労働者の住居移轉の事實は甚だ頻繁に行はる。抑も土着關係の有無は社會問題に

至大の影響を與ふるなり、土着關係の結果として農業に於ては資本家と労働者の間に激烈なる衝突は起らざれども工業に於ては此衝突が次第に激烈となることは必然の事實なり。

資本家と労働者の間に於ける情誼の關係に於て農業と工業とは大に其趣を異にせり。農業に於ては地主と労働者の間に多少主從的關係の存在せるあり、從つて地主は労働者に對し其災厄を扶助し、疾苦を救濟し、労働者は地主に對し敬愛の情、報徳の念を以て之に酬ゆる場合多きことは各國の實例之を證するに餘あり。然るに、工業に於ては資本家と労働者の間に對等の關係あるのみ、資本家は勞力を買ふ者なり、労働者は勞力を賣る者なりと云ふ勞力賣買の事實はあれども、二者の間に情誼の關係は殆んど無しと云ふを得べし。買ふ者は成るべく廉に之を買はんとを欲し、賣る者は成るべく高く之を賣らんとを欲する

が故に、此勞力の賣買に於て種々なる衝突も起り、弊害も之に伴つて生ずるを免かれず。従つて社會問題が農業に於けるよりも工業に於ては稍々危険なる状態を呈すること亦免る可らざる自然の趨勢なり。

是等の事實に依つて考ふるときは近世社會問題の中心は農業より工業に移れりと云ふことを得べく、現時歐洲各國に於て社會の平和と國家の進運に至大の關係を有せる問題として、經世家の頭腦を惱せるは實に此工業的社會問題に外ならず。

工業的社會問題は奈何にして發生したる乎其發生の原因奈何ん。顧ふに工業の發達には三大期節の區別あり、曰く家族製造の時代、曰く應需製造の時代、曰く商品製造の時代是なり。此商品製造の時代に於て社會問題は發生せるなり、殊に工業の組織が自家製造より工場製造に進みたる時期、即ち所謂工業革新の時期に於て社會問題は發生せる

なり。之を歐洲各國の實例に徴するに十八世紀の末葉の頃迄は各種の工業は自家製造の組織に依つて經營せられ、工場製造の組織は全く之なかりき。然るに此時代に當り蒸汽機械の發明あり、次いで種々の器械的發明が工業に應用せらるゝに及んで、工業の組織は自家製造より工場製造に移り、小規模より大規模に進み來れり。此趨勢は先づ英國に起り、次第に歐洲大陸に波及し、終に十九世紀の末葉に至りては工業組織の變遷は歐洲各國に於る一般の事實となるに至れり。此工業革新の結果として資本家と労働者の區域始めて明瞭となれり、換言すれば労働者なる一種の社會階級が資本家と分離して新たに生れ出でたるなり。工業革新以前にあつては工業の組織が自家製造なりし故に工業者は資本家にして、同時に労働者なり、即ち自から資本を投じ自から労働に従事して工業を經營したるを以て、資本家と労働者の區

別は之なかりしなり。然るに工場製造に進み來るに従つて資本を供出して事業を經營する者と勞力を供出して事業に従事する者との間に明瞭なる區別を生じて、資本家と労働者とは其利害の關係を異にせる爲に終に社會問題を構成するに至れり。

余は茲に工業革新の時期に於ける労働者の状態の概要を述べて、如何に社會問題が危険なる形勢を呈したりしかを明にせんと欲す。元來労働者なる者は、其理想より云へば勞力を賣り其代價として賃銀を受くる者なり、即ち勞力の賣手に外ならず。去れど之を事實に徴するときは此理想は全く没却せられ、労働者は資本家に對して勞力を賣ると同時に其身體の自由をも賣る者となれり、即ち一定の時間内は工場にあつて資本家の指揮監督の下に労働に従事するが故に其約束の時間内は殆ど身體の自由を賣りし者と認めざるを得ず、殊に婦女幼者の



如き者に至ては此事實は明白なり。試に十九世紀の初期に於ける英吉利の工場内に於る婦女幼者の慘狀を追想するときは實に酸鼻に堪へざるもの多し、是等の事實に就いては後に述ぶる所あるを以て茲には之を略せん。工場生活の弊害に次ぎて労働者の困難を感ずるは雇傭關係の不定なるとなり。雇傭契約の繼續せる間は労働者の境遇洵に憫むべきものあるも尙ほ其生活を支持するを得ん。然れども市場の景況に依つて資本家は何時にても工場を閉鎖し、事業を休止して労働者を解雇するの虞あるが故に、労働者の生活は實に危険なるものあり。殊に恐慌なる事實は近世工業の宿弊にして各種の工業屢々之に襲はるゝを免れず、而して恐慌に際しては労働者は工場より解雇され忽ち失業の地位に陥らざるを得ず。又賃銀の高低に關しては労働者と資本家と對等の地位に立つて其高低を争ふとは社會改良の理想と

する所なれども、此事たる實際に於ては容易に行はれずして、資本家は常に労働者を壓倒して低廉なる賃銀に甘んぜしむるを常とす。是れ資本家と労働者の間に勢力強弱の區別ある當然の結果たり、労働者は一日の勞力を賣らざれば一日の生活を支うると能はず、隨つて勞力の賣買に於て常に賣り急ぎの態度を執るに至れども、資本家は勞力を買ふに當つて此必要なく買急ぎをせざるに依る。且又労働者が資本家の地位に進むことは容易の業にあらず、多年労働に従事し非常に節儉の生活を營み粒々辛苦幾多の蓄積をなすにあらずば、資本家の社會に進入すると能はざるなり。故に多くの場合に於て労働者は一生労働者として其身を終り、其子も其孫も總て代々労働者として衣食せざるを得ざるを以て、労働者の位地より考ふるときは前途發展の見込なし、恰も農業に於ける小作人が蓄積の結果少許の土地を購ひ、小地主と

なるが如き希望は勞働者には殆んど之なきこと先きに述ぶる所の如し。勞働者なる社會階級の狀態を細説するとは茲に許さざるが故に、先づ大要右に述ぶる如き事柄のみに止め、更に翻つて此時代に於ける資本家の狀態を述べんと欲す。工業の組織が發展し、工業が次第に大規模に經營せらるゝに従つて資本家の掌中に歸する所の利益は次第に増加し、富豪なる社會階級の中に一種の新分子を加ふるに至れり。歐洲各國に於て此時代以前には富豪といへば先づ大地主なりしが、此時代より富豪の中に大工場主なるもの加はることゝなれり。抑も農村に住居し田園生活をなせる所の大地主に在つては、其土地の貧者細民に對して多少の同情を有すれども、工業革新の産物たる大工場主なる者は都會に住居して工業を經營するが故に、都會生活の普通の狀態として郷黨隣里の關係もなく自から公共の念に乏しく慈惠の情に薄

く私利是れ營む所のものとなる。是等の大工場主に在つては我國現時の成金連の如く、放逸なる生活を營み驕奢是れ事とする者多きは固より言を俟たず。勞働者は前述ぶる如き悲惨なる境遇に陥り、資本家は斯の如き驕奢なる生活を營むの結果として、必らず兩者間の衝突即ち社會問題の起るは必然の勢なり。

社會問題の解決に關する主義として二種の區別あり。曰く社會主義曰く社會改良主義是なり。

社會主義　社會主義の目的たる他なし、國家全能の權力を揮つて、個人の經濟的平等を絶對的に遂行するに在り。此方法として自由競争と私有財産の二大條件に依つて成立する現社會を破壊し、生産を官業とし土地資本を國有とするところの新社會を建設せんとするの主義を云ふ。從來社會主義には種々の學派系統ありて其の因つて來る所

も甚だ遠し。近世に於ては英吉利にオーエンあり。佛蘭西にサンシモン、ブリーエ、ブランあり。獨逸にラッサール、マルクス、ロートベルチュース、ヤケッツァーあり。是等の學派は立論の前提及び其主張に於て多少其趣を異にする所あるも、要するに、現社會を破壊し、之に代ふるに新社會を以てするの理想に非ざるなし。社會主義の理想を詳言すれば總ての生産事業に關し、農業に於ても、工業に於ても、鑛山業に於ても、山林業に於ても、水産業に於ても、或は商業に於ても、恰も各國に行けるゝ所の專賣事業の如くに政府の事業として之を經營し、人民は總て勞働者として之を使役する者とす。而して私有財産に關しては消費物件に就ては或る範圍迄は私有財産を認むるも、生産物件即ち土地資本等に就ては總て之を官有として私有財産たるを許さざるなり。社會主義は此理想に依つて新社會を建設し、貧富の懸隔を除去して各人の間に經濟

的平等の關係を有せしめ、政府は其上に立つて萬能の權力を揮つて産業を總括し、分配の平均を保ち、由つて以て社會問題を解決せんとするものなり。

社會主義の主張する所に依れば、現社會に於ては到底社會問題の解決の方法なきとを前提とし、新社會の建設を以て此問題解決の唯一の方法と認むるなり。現社會に於て社會問題解決の方法なしとの斷定に就ては、各派の社會主義の中、マークスの説最も有力なり。其説の主眼とする所は、現社會に於て一大原則の争ふ可らざる者あり、何ぞや、産業集中の事實即ち是なり。農業に於ても工業に於ても其他の産業に於ても、大規模の經營は小規模の經營を壓倒し去る、而してより大なる規模の經營は大規模の經營を壓倒し去る、斯の如くして大規模の經營と小規模の經營の競争に於て、次第に大規模の經營が優者の地位に立

ち、小規模の經營は其競争に堪へざるに至る。此趨勢の進むに従ひ、終に一國の産業は極めて僅少なる資本家の掌中に歸すべく、之と同時に人民の大部分は是等の資本家に傭使さるゝ所の労働者の地位に陥るを免れざるべし。例へば紡績工場に於て、初めは五千錘の工場と一萬錘の工場と競争して、一萬錘の工場は五千錘の工場を打倒し、次には二萬錘の工場が起りて此一萬錘の工場を打倒し、進んでは五萬錘の工場起りて二萬錘の工場を打倒し、更に進んでは十萬錘の工場起りて五萬錘の工場を打倒すととなるべし。此事實は即ち産業集中の理法の發現に外ならず。此理法の最終の結果として、極めて少數なる資本家が國內各種の産業を其掌中に收め、其他の人民は舉て労働者となる所の社會状態が必ず起るものとすれば、寧ろ政府の權力に訴へて凡ての産業を政府の事業に移し、凡ての人民を官業の労働者となす所の新社會

を作るは、社會の平和を保ち民衆の幸福を進むるに於て、實に必要の事なりと云ふべし。此前提に依て社會主義者は現社會を悲觀し、到底現社會に於ては社會問題解決の望なし、而して現社會の産業發達の趨勢は自ら新社會の建設を促すものとすれば、此新社會の建設は直に之を實行するを以て得策となすと斷定せり。蓋し新社會が速かに建設せらるゝに従つて、現社會に於て貧富の關係より起る所の弊害は速かに除去せらるゝことを得べしとなせり。

余は社會主義の唯一の理想となす所の經濟的平等なる意義に就き聊か疑なき能はず。社會主義の主張する所の經濟的平等とは、實に貧富の懸隔をして甚しきに至らざることを務むるの謂ならしめば、余輩は敢て之を非議せざるべきも、社會主義の所謂經濟的平等なることは此謂に非ずして、絶對的に貧富の等差を絶滅せしめんことを欲するも

のたり。余は近世社會問題の勃興し、其勢沛然として禦ぐ可らざるを以て、貧富の懸隔の甚しきに由るとなすものなり。若し夫れ貧富の懸隔をして適當なる範圍に存せしめ、其の相距ると今日の如く甚しからざらしめば、社會問題の困難是の如きに至らざるべし、是故に社會問題なるものは、貧富の懸隔其物の性質に基きて起るに非らずして、貧富懸隔の過大に失するに由つて起るものなり。苟も社會問題に注意する者は、宜しく二者の區別を明にし、由つて以て救濟の法を講ぜざるべからず。然るに社會主義は之を是れ辨せず、貧富懸隔の過大に失する社會の弊害を匡正せんと欲して、却つて貧富の懸隔を絶滅し、絶對的に經濟的平等の企畫をなすは、痛惜に堪へざる所なり。

余は人類の間に生存競争なる動かす可らざる一種の理法あることを認む。而して又此理法は人類の進歩、殊に經濟的進歩の一大要件なる

とを信ず。今夫れ貧富懸隔なる事實は、人類の生存競争と互に因果の關係を保つものなり、人類已に生存競争をなす、優者は富み劣者は貧なり、於是乎、貧富の懸隔を生ず。然らば則ち貧富の懸隔は生存競争の結果に非ざる乎、人間已に貧富の懸隔あり、貧者は銳意力を盡して以て貧者の域を脱して而して富者に進まんと欲し、富者も亦其地位を失はず、益々自己の進歩發達を圖る。是の如くして人類の經濟上に於る生存競争は行はれたり。然らば則ち貧富の懸隔は生存競争の原因に非ざる乎、之を以て見れば、貧富懸隔と生存競争とは兩々相携へて以て社會經濟の進歩發達をなすと固より疑を容れず。今若し貧富の懸隔を絶對的に絶滅せんとする者あらば、是れ亦生存競争を絶對的に絶滅せんとする者なり、生存競争を絶對的に絶滅せんとする者は、是れ社會經濟の進歩を阻止せんと欲する者なり。而して社會主義は、實に此謬見に

陥りたるものに外ならず、其の害たる知るべきのみ。

社會主義の唱道せる人類の經濟的平等なる理想は、人類自然の關係に戻るものと云ふべし。人類の不平等の原因には、内界的事實と外界的事實との二種あり。内界的事實は人類の心性に基き、外界的事實は社會の組織に基きて起るものなり。今社會主義の計畫を實行し、土地資本等の凡べて生産の方法たるべきものを國家の所有に歸し、私有制度をして跡を社會に絶たしめば、所謂外界的不平等の原因を絶滅せしむることを得んも、内界的不平等の原因は奈何にして之れを匡正するを得べきや。更に事實に徴して之を論ずれば、人類には其天性として勤勉なる者あり、懶惰なる者あり、儉素なる者あり、奢侈なる者あり、鋭敏なる者あり、遲鈍なる者あり、此數者は現今の社會に於て貧富懸隔の主なる原因をなす所の者なり。是等の天性をして平等ならしむるに

非ざれば、經濟的平等の目的は到底之を達するに由なかるべし。社會主義者にして、往々教育に依て以て此等の事情を平等ならしめんとする者あり、例へばサンシモンの如し。然りと雖、是等の事たる所謂内界的關係に屬するを以て、人力の及ぶ所は只幾分か之を矯め、之を伸ばすに止まり、絶對的に之を平等ならしめんとするは、蓋し架空の臆説たるを免れざるなり。果して然らば、社會主義が社會制度を變更し、以て經濟的平等の目的を達せんとするは、到底不可能の事たらんのみ。

且夫れ人類の平等と自由とは相容れざること柄鑿の如く、然り、蓋し人類は已に生れながらにして不平等なるを以て、若し之に與ふるに自由を以てすれば、不平等の關係は忽ち事實となりて現はれ、而して自由の範圍の擴張さるゝに従つて不平等の關係は愈々顯著なるに至るべし。是れ個人の自由保護を以て國家の唯一の目的とせる個人主義の

學派が社會問題に對して痛痒相感せざるが如く、國家は是る問題に就て敢て其力を致す可らずと斷定する所以なり。自由と平等の關係にして果して是の如くならしめば、人類の平等を圖るが爲めには自由を制限せざる可らず、而して制限すべき自由の範圍の廣狹は、其の企畫する所の平等の程度に依つて之を定むべきなり。是く論じ來らば、社會主義の如く經濟上の絶對的平等を圖るには、人類の經濟上活動の自由を絶對的に制限せざる可らず、即ち社會主義の國家には個人は全く其經濟的自由を失ひ、恰も奴隸の如く機械の如くならざれば已まざるなり。而して個人は、其勞働より生ずる收益を特占する能はざるを以て、經濟發達の原動力たる自利の念は忽ち消滅し去るべく、従つて勤勉事に従ふとなく、儉素身を奉ずるとなく、經濟の發展は遂に之を期することを得ざるに至るべし。余は亦社會主義の爲めに深く之を痛惜せざ

るを得ず。

社會主義者が新社會の計畫の根柢となすものは、土地、資本等凡そ生産の要件たるもの、私有を廢し、代ふるに共有制度を以てするに在り。今經濟進歩の段階に徴して、私有制度の來歴を察するに、漁獵時代及び牧畜時代には、私有制度は已に動産の上に行はれたり、即ち漁獵牧畜の器具、衣服、食物、住居、家畜等は、部落若くは種族の共有に非ずして家族或は個人の私有たりしなり。假令、其所有權の觀念は最も不完全なりしも已に私有の觀念及び事實の發生したると固より疑を容れず。次で農業時代に至り、人類始めて土地耕作の利を知り、一定の住居をなすに及んで、完全なる所有權の觀念發達せり。此時代の初期に於て、土地は部落種族の共有にして、各人は只一定の期限内に一定の土地を耕作するに過ぎず、即ち部落種族は土地の所有者にして、各人は只借地人たる

のみ、其後年を経るに従て耕作の業稍々進み、定期借地の地利を盡す所以に非ざるを知るに及び、終に永久の借地制度起り、永久の借地制度は一轉して土地の私有制度を生ずるに至れり。此制度は時と處とに依て種々の變遷をなせりと雖も、今に至るまで土地私有制度の行はれざる時代なく、行く所として土地私有制度の行はれざる社會なし。之に依て見れば、私有制度は先づ資本に行はれたり。而して土地には共有制度先づ行はれ、次第に私有制度に移りたると明瞭なりとす。是等の事實に依るときは、私有制度なるものは人類の經濟的活動の主要なる條件たることを知るべし。然るに社會主義が土地資本の共有制度を現今の社會に實行せんとするは、社會經濟發達の秩序を顛倒したるものにして、其架空の臆説たるや言を俟たず。若し強ひて之を實行せんと欲せば、是れ人類の經濟的活動の主要なる條件を絶滅せんとするも

のにして、其害たる將に測る可らざらんとす。

社會主義は土地資本の共有制度を實行するに當り、現在の資本家に對して執るべき處置に就き種々の畫策をなせり。或は國家は悉く資本家の所有する所の土地資本を沒收し、其命に順はざる者あらば、之に加ふるに暴力を以てすべしと云ふ者あり。されど余輩は此畫策の暴虐なる、近世國家の宜しくなすべき事に非ざるを信ず。若し一派の社會主義の唱ふる如く、所有權は掠奪の結果ならしめば、國家は所謂易暴以暴の理に従ひ、是の如き殘虐なる處置を資本家に加ふるも固より不可なしと雖も、所有權は必ずしも掠奪の結果に非ず、勤勉貯蓄等正當の方法を以て之を收得したる者に向て、故なく其資産を沒收するが如きは不當の措置たるを免れざるべし。或は曰く、國家は相當の賠償を與へて、以て人民の所有せる土地資本を沒收すべしと、此方法たる社會主



義の理想と抵觸せるものたり。奈何となれば、社會主義の新社會には個人として秋毫の土地資本も之を所有することを許さず、然るに今若し、現在の資本家より其資産を沒收するに當つて、之が損害を賠償するとせば賠償に充つべき物品には將に何を以てせんとするや。各種の貨財に就いて土地資本を除くときは殆ど適當の物品なしと云はざる可らず。之に由つて觀れば、若し土地資本の國有制度を實行せんと欲せば、現社會より新社會に移る過渡時代に於て一大困難に遭遇せざるを得ず、而して此困難を排却せんと欲せば、勢ひ正義に背き公道に戻るも、暴力權威を以て之を遂行せざる可らず、社會主義の弊も亦極まれりと云ふべし。

社會主義の理想とせる新社會が、果して實行し得らるべきものなるや否や、之を建設するも果して此社會が永續し得るものなるや否や、今

假りに社會主義の理想に依つて新社會の成立したる場合を想像するに、先づ奈何にして人民の間に職業の分配をなすやの問題を決定せざる可らず。人民は凡て勞働者たるべき新社會にても種々の勞力必要にして、只生産に要する勞力に限るべきに非ず。行政機關を運轉する官吏も必要なり、人民の道德風紀を維持する宗教家も必要なり、或は教育の局に當る學校の教師も必要なるべし。此場合に於て人民各個に向つて是等の精神的勞力と生産に關する肉體的勞力との分配を爲すの方法は如何にすれば可なるか、何人も官吏たり教師たり宗教家たらんとを欲し、鑛山の勞働者たり農業の勞働者たり工場の勞働者たることを好まざるは人情の常とす。若し職業の分配を人民の任意に放任し、其志望に依つて之を定むることとせば、官吏、教師、宗教家は常に滿員となるも、工場農業鑛山等の勞働者は遂に之を得ると能はざるべし。

或は職業分配の方法として試験の制度を採らん、試験制度なるものは現社會に於ても種々の弊害の之に伴ふものにして、公平の處分を爲すは極めて困難なる事に屬す、若し新社會に於て試験の方法に依つて汝は工場に赴け、汝は鑛山に赴け、汝は官吏たれ、汝は教員たれと云ふことを定むるときは、當局者は到底公平なる態度を保つこと能はず、政府は終に人民の怨府となるに了らんのみ。之を要するに各人の自由に放任するも、又試験の方法に因つて之を定むるとするも、到底完全なる職業分配の方法たるを得ず。然かも社會主義は此疑問に就て未だ適當なる解答を與へざるなり。

次に新社會に於ける困難なる問題は、人民をして勞働に従事せしむるの方法なり。現社會に於ては、各個人は生活の必要に迫られ、或は其地位を向上せしむるの企望に依り、其刺激を受けて勞働に従事するも

のなるが、新社會に於ては、政府が人民に向て一定の限度までは勞力の有無に拘らず生活の保障をなすを以て、人民は働くも働かざるも此限度までは政府の支給を受け、只此以上の生活を營むが爲に勞働をなすの必要を生ずるなり。是故に、茲に怠惰なる者ありて、生活の最低限度に満足する場合には、何を苦んで勞働を爲すとあらん、若し此種の人民其數を加ふるに及べば、新社會は忽ち惰民の巢窟と化し去らんのみ。且又新社會の理想は貧富の差別を絶對的に除去するにあれば、奈何に生活を節約するも資本の蓄積をなすを得ず、大資本家たり富豪たることは到底望み得られざるが故に、人民の腦裏には勞働の動機は殆ど之なかるべし。然るに政府に於ては凡ての生産事業を官業とし、國民の消費に必要な物品は悉く政府の生産を待つて生ずるものなるが故に、政府は豫め豫算を立て其年度内に生産すべき物品の數量を定め、之

に基きて各人の従事すべき勞力の程度を定むるの必要あり。然れども人民の幾分が怠惰にして勞働をなさざる場合には、夫れ丈け生産物は不足し、人民全體の消費を満足せしむると能はざるの結果を呈すべし。今一方に於ては人民は成る可く勞働を避くるの傾向あり、一方に於ては政府の生産額は自から一定せるときに當つて、政府が豫算に依つて生産を爲さんと欲せば、必らずや人民に勞力を強制し、一定の時間は強制的に人民を勞働せしめざる可らず。若し然らざらんには、生産と消費の權衡を保つと能はざるに至るべし。果して然らば人民は勞力を強制せられ、奈何なる事情あるも、苟くも健康の許す限りは其意志に背きて勞働をなさざる可らず、其境遇たる監獄の囚徒と何の擇ぶところかあらむ。現社會に於て個人は、自由意志に基き勞働をなすに反し、新社會に於ては政府の強制に依て勞働をなすに至る、此點に就いて

現社會と新社會の優劣奈何。社會主義は未だ之に關する明確なる説明をなす能はざるを憾むのみ。

且又新社會の實行の困難は、賃銀の支給に關する事なり。新社會に於ては、政府は人民に對して生活の保障をなすと同時に、資本の蓄積を許さざるが故に、其間に處して賃銀の程度を定むるは至難の事に屬す。社會主義者は此方法に關して二種の見解を有せり、一派の説に依れば、勞力の功程に應じて賃銀を定むべしと云ひ、又一派の説に依れば、勞力の功程如何に拘らず、生活の必要に應じて其賃銀を定むべしと云ふ。今若し勞力の功程に應じて賃銀を定むるとせば、極めて精巧なる技術を有し、而も性行の卓絶せる勞働者には、普通一般の勞働者に比し、幾倍の賃銀を與へざるべからず、而して其與ふる所の賃銀は消費物たるを要するが故に、多額の賃銀を受くる者と雖も、現社會に於けるが如

く之を蓄積すると能はざるも、既に賃銀に高低ありとすれば、則ち貧富の等差を生ずるは必然の結果なり。果して然らば、社會主義の理想とする財産の關係に因る不平等を全く絶滅せしむるの理想と矛盾するにあらずや。或は生活の必要に應じて賃銀を定むる事とせんか、奈何に優秀なる勞働者も、一般普通の勞働者に比し、其の受くる賃銀に何等の等差なく、而して勞働者にして多くの家族を有するときは、生活の必要多きが故に、却つて劣等なる勞働者が多額の賃銀を受け、優秀なる勞働者が少額の賃銀を受くる結果を呈し、其間に著しく不公平を生ずるに至るべし。此場合に於ては、勞働に關する競争は全く消失し、其結果として生産の進歩發達は到底望む可らざることとなるべし。

以上述ぶる所に由れば、社會主義の理想は其根本に於て誤謬に陥れるのみならず、新社會の計畫全く架空の事なり、到底社會問題を解決す

るの力なきものと斷言せざるを得ず。

**社會改良主義**　社會改良主義は從來種々の學派系統に分れたるも、之を概言すれば、自由競争と私有財産とを原則とせる現社會を維持して、社會問題を解決するを以て其主眼となす。自由競争と私有財産は現社會に於て經濟發達の前提をなし、社會組織の根柢をなせり。此二大原則を廢止せる所の新社會は、先に述ぶる如く到底架空の計畫なりとせば、社會問題の解決は必らずや之を存續せる現社會の範圍内に於て之をなさざるべからず。然りと雖も、社會改良主義は自由放任主義の如く自由競争を極端に遂行し、私有財産を無制限に擴張せんと努むるものにあらず。只自由競争及び私有財産を特定の範圍に制限するを以て其理想となす。抑も現社會に於て貧富の關係より生ずる所の弊害、即ち社會問題なるものは自由競争及び私有財産其物の直接の結

果にあらずして自由競争及び私有財産を無制限に擴張したる結果に出づるものなり。故に社會問題を解決せんとせば、自由競争及び私有財産を絶滅せしむるの必要なし。只之を相當の範圍に制限するを以て足れりとす、社會問題解決の爲めに全く自由競争及び私有財産を廢止せんとするは、角を矯めて牛を殺すの類なり、是等の原則に對して相當の制限を附することに依て社會問題の解決を爲し得べし。労働者と資本家との關係に於て、自由競争を絶對的に認むる場合には、本來弱者の地位に立つ所の労働者は強者の地位に立つ資本家に對抗するの力なきが故に、自ら資本家の制取する所となるを免れず。従つて労働契約に於て、労働者の爲に極めて不利益なる事實を生ずるに至らん。然るに此の關係に就いて相當の法律を制定し、一方には強者の權を抑へ、一方には弱者の力を伸ばすこととなすときは、二者の關係は對等と

なりて、労働契約より起る所の弊害を避くることを得べし。夫の社會政策の第一着歩をなす所の工場法の如きは、此必要に基き制定せられたるものなり。又私有財産に就て考ふるに、凡ての産業、凡ての財産に向つて所有權を認むるは、社會問題の一原因となるものなり。其事業が特占の性質を有し一旦特定の私人をして之を經營せしむるときは、他人は之に向て何等の拘束を加ふること能はざるもの、所謂特占事業に對して私有財産を認むる場合は、富者は益々富み、貧者は益々貧なるの結果を生じ、財産の分配に關し著しき不公平を起すを免かれず。斯る場合に於ては私有財産に相當の制限を付し、絶對無限の制度と爲さざるは實に必要の措置たり。夫の鐵道國有論の如きは、此論據に因つて起りしなり。要するに自由放任主義の論者は、社會問題に對して極めて冷淡なる態度を執り、生存競争、適者生存の理法を經濟問題に適用

し其結果として奈何なる社會的害惡を生ずるやも之を顧みることなく、故に自由競争、私有財産の二大原則に向つて、毫も制限を加へず、之を自然の状態に置かんとするものなれば、到底此主義に依つては社會問題を解決すること能はず。而して又是等の原則を絶滅せしめ、以て新社會を造らんとする社會主義の計畫も亦到底實行さるべきものにあらず。然るに其中間に立つて社會改良主義なるもの起り、社會問題を解決せんと試むるに至れり。

次に説明を要するは、社會問題の解決は現社會に於ては到底之をなし得ざるとなるや否やの問題是なり。社會主義の説に依るに、新社會の建設は現社會に於る經濟發達の自然の結果として起るものなれば、奈何なる處置を施し手段を設くるも之を防止するを得ず、去れば社會改良主義の如きは無益のものなりと云へり。是れ先に述ぶる所の現

社會には産業集中の事實あり、其結果として一國の資本は少數なる資本家の手に集まると云ふ現社會に對する觀念より起りしものなり、抑も産業の集中は現社會各種の産業に適用せらるべき理法なるや否や。余の見る所に依れば、産業の種類に因つては集中の趨勢の認むべきものは多々之あり、然れども各種の産業悉く此趨勢に依て支配さるゝものと斷言することを得ず、特種の産業に在つては、之と反對に寧ろ分散の趨勢あるもの少なからざるなり、農業に就て之を徵せんか、寧ろ分散の事實あることを認めざるを得ず、即ち農業は小農制より大農制に進むにあらざして、却つて大農制より次第に小農制に移るなり。是れ農業進歩の大勢として否む可らざる事實たるは、多數の學者の斷定する所なり。又工業に於ても、普通工業にあつては小規模の組織より次第に大規模の組織に進み來るに關らず、精巧工業にあつては之と反對に

大規模の組織よりは寧ろ小規模の組織に適當する性質を有するが故に、永久に小工業の組織に依るべきものたるを論ずる學者も少からず。去れば産業集中なる事實は特定の範圍に於て存在せることにし、之を以て各般の産業に適用さるべき理法なりと斷言するは大早計と云はざるを得ず。且つ又集中の傾向を有する産業に就ても、産業の集中と資本の集中とは自ら別問題にして、産業が集中すれば直に資本が集中すと云ふ論結を爲すを得ず。大規模の産業に於て株式會社の經營に係る場合には小資本家は勿論労働者と雖も其會社の株主となり、其事業に参加して純益の分配に與かることを得るなり。去れば産業集中の結果として、大資本家の發生を促すこと固より言を俟たざるも、之と同時に小資本家或は労働者が大規模の工業の經營に與り、其純益の分配を受くることを得るが故に、産業の集中は必ずしも資本の集

中を來すものと斷定すること能はざるなり、多くの場合に於て、大規模の工業は少數なる大資本家の經營に係るものなれども、是等の事實に因て考ふるときは、産業の集中するに隨て、小資本家労働者も亦其産業の利益を受くるの結果を生ずべし。之を要するに産業の集中は一般の理法にあらず、又産業の集中と資本の集中とは自ら別個の問題なりとせば、社會主義の豫言する如く、現社會の經濟發展の結果として、當然新社會の建設を促すと云ふことを得ず。果して然らば、現社會に於て社會問題解決の方法なしと云ふは誤謬の見解たるを免れず。現社會に於て自由競争と私有財産に關して多少の制限を附し、適當なる方法を設けて社會問題を解決すること敢て難しとせず、是れ即ち社會改良主義の本領なり。

社會改良主義の實行に關しては三種の方針あり、曰く國家的方針、曰

く慈惠的方針、曰く個人的方針是なり。

國家的方針の主眼は、社會問題の解決に就て國家の權力に訴へ、立法行政の手段に依つて、社會改良の目的を達するとにして、此思想は獨逸に於て最も盛んなり。これ獨逸現代の皇室たるホーヘンツォルレン家の家訓に基き、歴代の皇帝之を實行したる歴史的原因あり、又近時經濟學者が社會問題の解決に關し、國家が相當の力を盡すとは國家當然の職務なり、又時勢の必要に應ずるものたるを唱道したる結果に外ならず。此思想たる、東洋にては儒教に於ける政治の理想たり、夫の文武周公の政と云ひ、王者の政と云ひ、或は仁政と云ふ如き、儒教家の常に鼓吹せる所なり。顧ふに社會問題の解決は國家當然の職務なり、之に關するスタインの説を按ずるに、社會の原則は不平等なり、國家の原則は平等なり、國家の下に屬せざる社會の状態を見るに、個人の關係は極

めて不平等にして優勝劣敗の理法に依りて適者生存の事實は絶對的に行はれたり、然るに國家の成立するや政府は、其權力に依つて社會の不平等なる關係を匡正し弱者を助け強者を抑へ、各人の間に平等の關係を保たしむるとなれり、是れ即ち國家の理想にして、國家の原則は平等なりと云ふ所以なり。余は此説に左袒する者なり。顧ふに社會問題なるものは、經濟上に於ける強者と弱者との衝突なりとせば、此問題に就いて國家は弱者を助け強者を制する事を務むるは當然の事たり、且つ又社會改良の畫策にして、之を個人に放任し置くときは、到底其目的を達する能はず、必ずや國家の權力に訴へて之を強制せざるべからざることを多々之あり。此場合に於て、國家が此方針に依つて社會問題に對し、以て行政立法をなすは必要の事たり。

慈惠的方針の目的とする所は、慈惠的事業の奨勵に在り。抑も慈善



事業が社會的問題解決の有力なる方法たることは固より言を俟たず、何れの時代、何れの社會に於ても富豪及び資本家が其私財を抛ち、以て貧者労働者を救助するは、双方の間に圓滿なる關係を保ち、和氣藹然たらしむるの結果を生じ、社會の平和を維持するに於て最も必要の事なり。之に關する學說に就いては、近時佛蘭西のルブレイの說見るに足るべし。氏は社會問題の解決に就ては必ず慈惠的方針に因らざるべからずと斷定せり。資本家と労働者の關係に於て、氏は賃銀に依る勞力賣買の事實を認めずして、家族關係を以て二者の間を連結すること主張せり。蓋し家族制度はルブレイの學說の最後の理想なり、家族制度を理想とせば、資本家は家長なり、労働者は家族なり、従つて労働者の利害休戚に就て資本家は熱心なる同情を以て之に當り、労働者は只一時の雇人にあらず、勞力の賣手にあらず、永久の關係を保つところの

家族なりとの觀念を發揮せしめ、由つて以て社會問題を解決せんとするにあり。抑もルブレイの說たる、其前提は經濟と道德の調和に外ならず、獨逸に於ても亦經濟的活動に加ふるに道德の動機を以てするの必要を主張せる學說あり、思想の系統稍々相似たるものと云ふべし、余は此理想の社會問題解決に資するもの多きを疑はず。今若し資本家と労働者との間に家族關係を保つことの理想が洽ねく行はるゝに至らば、社會問題の解決は極めて容易なるべし、然りと雖も、此理想たる、慈善の念に富み、道德の堅固なる資本家に對して望むべきことなり。而して凡ての資本家をして慈善家たり、道德家たらしめんとするは到底不可能のとなりとせば、此理想の實行さるゝ範圍は自から狹隘なるを免れざるべし。去れば、慈惠的方針は社會問題解決の最良の方法なれども、之を以て唯一の方法なりと認むること能はず。然れども社會問

題解決の爲に慈惠の方針を奨励し、成るべく資本家をして慈惠的施設をなさしめんとするは亦社會改良主義の實行上必要なる事とす。

個人的方針とは労働者をして獨立自營の念に訴へて、相互救済の設備を爲し、團體の力に依りて其利益を保護せしめ、其地位を改良せしむるの目的に出づるものなり。顧ふに労働者が職工組合、消費組合、共済組合等各種の團體を組織して資本家の力を藉らず、又政府の権力に訴ふることなく、各自の自營心に訴へて其地位を進め利益を圖るは固より社會改良上必要なる事たり。奈何に政府が社會改良の制度を設け、又資本家が慈惠の設備を立つるも、労働者自身に自ら顧みて其地位を改良するの念を起し、之に基ける畫策を爲すにあらざれば、社會改良の効果を完うし得ざるは明かなり。英吉利に於ては此思想最も發達し、労働者は工業革新の時期以來、種々の組合を設け、其効果の顯著なるは

學者及び實務家の否むべからざる事實となれり。就中職工組合、消費組合は最近六十年間の産物たるに關らず、實に偉大なる發展をなし、現今に在ては全國労働者の過半を網羅し、之が爲めに労働者の賃銀は昂上し、貯蓄は増加して其生活状態に於て、殆んど小資本家と異なる所なき多數の労働者を生ずに至れり、是れ皆各種の組合の賜なり。獨逸の労働者は、英吉利の労働者に比すれば獨立自營の念に乏しく、是等の組合に依つて其地位を改良することを圖らず、只管政府の保護干涉に依頼するものゝ如し。是れ其國情民風の異なるより起る結果にして、已むを得ざることと云ふべきなり。去れど獨逸に於ても近代に至りては個人的方針に依る畫策次第に發展し、消費組合と云ひ職工組合と云ひ、漸次有望なる征途に進みつゝあるなり。

以上述ぶる所の社會改良主義の三方針に就いて余の見る所に依れ

ば何れも社會改良主義の實行方法として必要なる事たり。顧ふに是等の方針たる各々長短得失あり、其中の一を以て社會改良の目的を完ふする能はず、必ずや此三者相待て始て完全なる効果を擧ぐるとを得べし。國情民風の異なるに従て、國家的方針が盛に行はるゝ所あり、或は個人的方針に偏せる所あり。又各派の學說に於て、重きを此三者中の一に置きて、其他を輕視するの傾向なきに非ず、然りと雖も、之を社會改良主義の大體より遠觀するときは、此の三種の方針は同時に並び行はれて相悖るものにあらず、故に其間毫も輕重を置くことなくして、凡て是等の方針を實行することは、社會改良の目的を達するに於て、必要且つ當然の事と云はざるを得ず。加之、此三方針の區別は、多くの場合に於て社會改良の計畫に關する實質の問題に非ずして、之を實行する方法の奈何に依て起るものなり。夫の工場法の如きは其本來の性質

として國家的方針の實行たること固より言を俟たざる所なるも、勞働保險に至つては、獨逸に於ては國家的方針に依つて行はれ、英吉利に於ては主として個人的方針を執れり。或は慈惠的方針に依つて行はれるる實例各國に少からず。此他の社會改良策にして、其實行の方法是の如きもの、一々枚舉に暇あらず。之を要するに社會改良主義の三方針は、互に密接の關係を有し、殆んど不可分の性質を有せるものと云はざるを得ず。

余は此三方針に關し、尙ほ一の注意すべき事實を附記するの必要を認む。是れ他なし、我國社會問題の著書に於て社會政策なる術語は頻りに用ゐられ、而も其意義の明確を缺けるもの往々之なきに非らず。社會政策なる文字は、獨逸のソシアルポリチークに相當せり。我國にて政策と云ふときは、政府の實行する施設を指し、政府に關係なき事項

は之を目するに政策を以てせざるを常とす。去れば茲に社會政策と云ふときは、只國家的方針に依る社會改良策に就て之を用ゐるは至當の事たり。然るに獨逸に於けるポリチークなる文字は、稍々廣き意義に解釋せられ、政府に關係なき事項と雖も之れに包含せしむるを以て、ソシアルポリチークと云へば其の國家的方針たり慈惠的方針たり將た個人的方針たるを問はず、凡ての社會改良主義の計畫を總稱することとなれり。余は曾つて社會政策なる文字を以て、國家的方針の社會改良策にのみ適用せるも、已に世間一般に社會政策を廣義に解するの慣例となりたるを以て、余も亦此意義に於て社會政策なる文字を採用せんと欲す。

## 第一篇 工場法

### 第一章 工場法の性質

社會問題の解決は、必らずや社會改良主義に依らざる可らず。社會主義の如き謬妄の思想は、常に社會問題を解決するの力を缺けるのみならず、社會の秩序を亂だし國家の安寧を害するものたることは先きに述ぶる所なり。工場法なるものは社會政策の一種にして、最も主要なる地位を占め、殆んど各種社會政策の基礎をなすものなり。之を歐洲各國の沿革に徴するに、社會政策の第一着歩をなせるものは工場法に非ざるはなし。又現今歐洲各國に於ける社會政策は國情の異なるものあり、時勢の均しからざるものあるが爲めに、多少進歩の程度を異にするに關らず、工場法を存せざる所は殆んど之なきが如し。社會政

策に於ける工場法の位地は由つて以て知るに難からず。

工場法の目的とする所は、他なし、労働者が工場生活の爲めに被るべき害悪を除却するに在り。工場生活の害悪は其種類一にして足らず、今之が原因に就き分類をなさんか、労働条件より起るものと、工場設備より生ずるものとの二種あり。例へば労働時間の過長なること、徹夜業を爲すこと等の爲めに起る所の害悪は前者に屬し、危険なる器械を使用し、或は有害なる物品を取扱ふが爲めに生ずる所の害悪、所謂業務災厄は後者に屬せり。又工場生活の害悪を其結果に依て區別せんか、或は衛生上の害たるものあり、或は教育上の害たるものあり、或は風教上の害たるものあり、或は經濟上の害たるものあり、其種類多く、其の及ぼすべき範圍廣大なり。抑も工場生活の害悪は、工業の發達に伴ふ必然の結果にして、其事實の最も顯著なるは工業革新の時代に在り。是

故に是等害悪の實狀を詳にせんと欲せば、重要工業國に就て工業革新時代に遡り、労働者の状態を見るに如くはなし、左に其大要を叙述せん。第十九世紀の前半期は、歐洲の先進國に於ける工業革新の時代なり。而して其先驅をなせるものを英國となす。殊に該國紡績工場の慘狀は、實に社會史上の一大現象として、今に至るまで世人の記憶に存するものなり。一八三二年、工場調査會の報告に依れば、當時該國の紡績職工には九歳以下の者甚だ多く、七歳以下の者も少なしとせず。又其労働時間は十六時間を以て通例とせり。往々晝夜交代の執業方法を執る所あるも、夜業の組に屬せる職工にして、缺員あるときは晝業の組に屬せる者を以て之を補ふが故に、其労働時間は晝夜を通じ、二十四時間となること屢々之あり。

エイキンの記録に曰く、工場の慘狀世に公にせらるゝや、附近地方の

者は其子女を職工たらしむることを好まず。従つて職工の供給缺乏したりければ、終に貧民院の子女を傭入るゝ者多かりき。其手續を見るに、貧民院の管理者は工場主の求めに應じて若干の貧兒を選抜し、之を遠方の工場に送れり。工場主は一々之が體格を検査し、合格者は之を工場に止め、徒弟見習の名義を以て使役し、給するに弊衣粗食を以てし、毫も賃銀を與へず、而して過度の勞働を強制し、若し之に應ぜざるときは加ふるに鞭撻を以てし、呵責虐遇至らざるなし。若し彼等にして、之が苦痛に堪へず、逃亡を企づる者あるときは、之を捕へ鐵鎖を以て其足を繋ぎ、之を使役すること恰も囚徒の如し。去れば是等幼者の中、往々自殺して以て工場之苦楚を免るゝ者少からず。

ロード・シャップベリは、英國工場法の首唱者として、其名聲は不朽に傳はれり。氏の言ふ所は、以て有力なる證言たるを得ん、一八七三年

氏の上院に於ける演説に曰く。本世紀の初期に於て、我國紡績工場に在る幼者の状態は洵に憐むに堪へたり、余は屢々工場の前に佇立し、工場を出入せる所の幼者を見るに、何れも顔容蒼白にして、肉落ち骨立ち、累々然たる者比々皆然らざるはなし。殊にブラッドフォード市に於ては最も甚しきものあり。余曾つて此地に赴きしとき、友人某數多の幼者を集めて余に示せり。余之を見るに、幼者の多數は畸形にして實に一見人をして顔を蔽はしめたりと。

佛蘭西に於ても、亦工業革新の時代に際し、工場の慘狀殆んど英吉利に譲らざるものあり。一八三〇年博士ヴェラメーは、巴里の倫理學政治學協會の囑托を受けて、職工事情調査の爲めに各地に周遊し、一篇の報告書を作れり。此報告書に於て、氏は勞働時間の過長なることを述べ、曰く、紡績工場毛織物工場に於ける勞働時間は十四五時間を通例と

せり、此労働時間は獨り成年職工にのみ之を課せるに非らず、兒童も亦此長時間の労働をなさざる可らず、而して此兒童には往々六歳内外の者あり、又八歳以下の職工は其數少なしとせず、ミルハウス工業組合の報告に依れば、各地の紡績工場に於て労働時間を十七時間と定めたるもの多きを見る。

氏は次ぎに工場に於ける風紀紊亂の状を述べて曰く、各工場に於て男工と女工と共に労働に従事せる爲めに、風紀の紊亂實に言ふに忍びざるものあり、工場の工女にして、往々醜業を營める者多し、工場中に巴里の醜業婦募集の廣告あるは屢々之を見たり、又巴里の醜業者はレム、ルーアン等の工業地に周旋人を置き、以て工場の女工を誘拐し、之を巴里に送ること屢々あるを耳にしたり。氏は又賃銀前貸に關する弊害を述べて曰く、各地の工場に於て、賃銀前貸の風盛んに行はれたり、是

れ工場主が由つて以て職工を束縛し、又前貸の償却を名とし以て極めて低廉なる賃銀を以て、職工を使役せんと欲するに依るなり。斯る壓抑を受けたる職工は、之が救済を裁判所に求むるも、裁判所は之を容れず、却つて職工に向つて労働を強行するの判決をなすを以て、職工の困難は實に著しきものありと。

更らに獨逸に就て工業革新時代に於ける工場の慘狀を觀察せんか、之に關する報告は、英佛二國の如く豊富ならざるも、最も有力なる一事實の之を證するに餘りあるものあり。一八二八年、英國徵兵検査官フロンホルンは政府に報告して曰く、ライン地方に於て、工場労働の爲めに多數人民の體質は著しく毀損せられ、兵役合格者は到底定數を充たすこと能はざるに至れりと。當時ライン地方は獨逸工業の中心なり、此地方人民にして此狀況に陥れるを見れば、獨逸に於ける工場の慘狀も

亦推して知るを得べし。

各國工業革新時代に於ける工場の慘狀は、以上述ぶるが如し。若し之を匡正するに工場法の制定を以てせざらんか、勞働問題は一瀉千里の勢を以て各國を席捲し、其及ぼす所の影響は實に測る可らざるものありしや固より疑を容れず。

右述ぶる所の害悪は、主として勞働條件より起りしものたり。更に翻て工場設備より生ずる害悪、即ち所謂業務災厄の狀況を観察せんか、憾むらくは工業革新時代に於ける此種の資料なし。去れば現今の狀況に依つて之を推すは亦已むを得ざることたり。

英吉利に於ては、一八九六年工場監督官の報告に依れば

工場法適用の範囲内の職工數 四、一〇三、四八五

業務災厄に罹りたる職工數 一四、四三三

(職工總數に對する千分比例)

三五

佛蘭西に於ては、一八九四年工場監督官報告に依れば

工場法適用範囲内の職工數 二、四五四、九四三

業務災厄に罹りたる職工數 一五、〇八三

(職工總數に對する千分比例)

六二

獨逸に於ては、業務災厄に關する現狀は、英佛二國に比すれば稍々詳細に之を知ることを得べし。是れ勞働保險法の一種として制定せられたる災厄保險法の實施に伴つて、精密なる調査報告の年々公表せられたるものあるに依る。工場監督官報告に於ける此種の統計は、只其大要を掲げたるに過ぎず、去れば余は茲に災厄保險に關する報告に基きて之を述べん。



工 場 法 と 勞 働 保 險

被 保 險 者 數	業務災厄に罹りたる者の數及 被保險者數に對する千分比例	制規の賠償を得たる者の數及 被保險者數に對する千分比例	死 亡 者	
			賠償を得たる者	賠償を 得たる 者の細 別
一八八七年	三、八六一、五六〇	未詳	二、九五六	一部不具者
一八九二年	五、〇七八、一三二	一六五、〇〇三 (三二、四九)	三、八二二	全部不具者
一八九六年	五、四〇九、二一八	二〇五、〇一九 (三七、九〇)	三、六四四	一時休業者(十三週以上)
		二八、六一九 (五、六四)	一、五〇七	
		一五、九七〇 (四、一三)	八、二一六	
		二八、六一九 (五、六四)	一八、〇四九	
		三三、七二八 (六、二四)	一、九七一	
			五、七八一	
			九、九九二	

抑も獨逸は、危害豫防の方法最も備はれるを以て鳴る處なり。之に關しては工場法に於て詳細なる規定を存するのみならず、災厄保險法は工場主の組合をして一定の準則を設けて危害の豫防を圖らしむることとせり。然るに本表の示す所に依れば、獨逸に於てすら業務災厄

工 場 法 の 性 質

の爲めに年々三千内外の死亡者を出だし、又約二萬の不具者を生ずるの事實あり、之を以て見るも工場監督の制度が存在せざる時期に於て、多數の職工が工場生活の犠牲となれることは固より怪むに足らざるなり。

工場生活の害悪や右述ぶる所の如し。苟も意を社會問題に注ぐ者豈之を輕々に看過するを得んや。顧ふに此問題を解決せんと欲せば必らず先づ労働者の階級をして衛生に教育に風教に、一般國民と同等の地位に立たしめ、而して後各種の社會政策を設け、其地位を改良進歩せしめざる可からず。然るに多數の労働者が、其幼少なるや、工場生活の爲めに身體の發達を阻害され、且つ國民教育の利益をも享くること能はず、年長するや、種々の危害は身邊に横はるあり、不幸にして労働力を失ひ、終に貧民の伍に入るを免れざるものあるべし。婦女に在つて

は管に其生殖の機能を減ずるのみならず、家庭の注意も嬰兒の鞠育も凡て之を抛棄するの悲境に陥らんのみ。是の如くして養成され、是の如くして生活せる労働者に對し、或は職工組合を起し、或は労働保險の制を設け、以て其地位の改良進歩を圖らしめんとするも、亦難しと云ふべし。今若し工場法にして制定せられんか、労働者は是等工場生活の害惡の犠牲たることを免れ、これに依つて其生存の地歩を鞏固にすることを得べく、社會改良の畫案は自ら其緒に就くことゝならん。工場法が各種社會改良策に就き、最も主要なる地位を占むると云ふ亦宜ならずや。

## 工場法と雇傭關係

工場主と労働者との間に存せる雇傭關係より工場法を觀察し、反對の意見を立つる者あり。此種の議論は大別して二種となす、一は自由放任主義に基ける反對論にして、一は慈惠的方針

に基ける反對論なり。二者共に有力なるものに非らずと雖も、各國に於て此謬見を抱ける者亦甚だ少なしとせず。且つ工場法の性質を明にするが爲めに、此種の議論を批評するの必要あるを以て、余は茲に之を論ぜんと欲す。

自由放任主義に基きて工場法に反對する者は曰く、勞力は商品なり、契約は自由なり、勞力の賣手たる労働者と、勞力の買手たる工場主の間に於て労働條件を定めんとせば、双方の自由契約に依らざる可らず、奈何なる條件を以て此契約を結ぶも双方の任意に委せざる可らず、然るに政府が其間に立つて干渉を試むるは、人民の自由を侵害するものなり。此事や管に工場主に對して然るのみならず、労働者に對しても亦然り、實に背理の處置たるを免れずと。此説たる、各國の自由放任主義の學派が數十年以前に盛んに主張せし所のものなるも、近時全く派

滅に歸したるの觀なきに非らず。然れども一八九七年ブルッセル市にて開かれたる工場法列國會議に於て、白耳義の工業組合長ストラウス及び佛蘭西の前商工大臣ギョー等は頻りに此説を主張し、賛同者も亦少なからざるを見たり。去れば此空想的議論も、亦有識者の間に侮る可らざるの勢力を有せることを認めざるを得ず。

勞力は商品なり、契約は自由なり、雇傭關係は工場主と勞働者との合意に一任すべしとの前提は、果して正當なりや否や。顧ふに雇傭關係なるものは、其性質上商品の賣買と同一視すべきに非ず。勞力の估賣は或意義に於る身體の估賣なり、一定の時間内工場の勞働に従事する間は、勞働者は全く其自由を制限せられ、一舉一動悉く工場主の意志に従はざる可らざるを常とす。夫の商品の賣買に於て、其影響は只經濟上の事情に止まり、毫も身體上の事情に及ばざるが如きものと大に其

趣を異にせり。是故に勞働者が工場主に對し、殆ど身體の估賣に均しき重大なる契約をなすに當り、政府は之を當事者に放任し、恬として顧みざるの理なし。是の如き場合に於て、政府が勞働者に對し、保護の立法を設くるは、實に職工の利益たるのみならず、公衆の爲めに必要なる事に非ざるか。

雇傭關係に就て政府の干渉の必要なることは右述ぶる所の如し。而して干渉の範圍及び程度に至つては、勞働者の長幼男女を問はず、凡て同一なるべきものに非らず。各國の工場法に於て、幼者婦女に對しては嚴密詳細なる制限を設くるも、成年男工に對して法律の保護は大に薄きを見る。是れ何に由つて然るか。顧ふに成年男工に在つては、獨立の意志を貫き、工場主に對して假令、對等の地位に立つ能はざるも幾分か自己の利益を主張し得る場合少なきに非らず。殊に職工組合

を組織せる者は、獨力のなし能はざる所は、共同の勢力を以て之に當るの便宜を有せり。此場合に於て法律の保護は、寧ろ補充的性質を有し、労働者の自力の及ばざる所を補助するに止むるも可なり。然りと雖も、幼者婦女に在つては、其意志の薄弱なる其性質の柔軟なる、到底工場主に對して利益の主張をなし得べきに非ず。其父兄若くは夫たる者と雖も、之を保護すること甚だ難しとす。各國の社會史に於て、工場生活の慘狀は、殊に幼者婦女に關するもの多きを見て、之を明にするとを得べし。是を以て幼者婦女に對しては、政府は其權力を藉つて充分の保護をなし、由つて以て工場主の壓抑を免かれしむることを圖るは、政府當然の職務なりと云はざる可らず。

是に由つて之を觀れば、自由放任主義者が工場法に反對せるは、勞力の觀念に關して又雇傭關係の性質に就て、一種の謬見を抱けるに依る。

こと疑を容れず。今若し自由放任主義にして労働問題を輕視し、社會政策の必要を認めざらしめば、余亦何をか言はん。然りと雖も、労働問題は現時の大問題なり。之に關して相當の劃策をなすは、即ち近世國家の重大なる責任なることを認むる者は、工場法が契約自由の原則に戻ることなく、人民の權利を侵害するものに非ざるを疑はざるべし。

慈惠的方針を根據として工場法に反對する者は曰く、工場主と職工とは宜しく家族的關係を存すべし、對等の關係に立たしむ可らず、職工の工場主を視ること家長の如く、工場主の職工を視ること家族の如く、情義恩愛の連鎖を以て二者を束縛することは、労働問題解決の唯一の方法たり。若し夫れ此方針に依らず法律を以て二者の間に於ける權義の區域を明にし、之が衝突を避けしむるが如きは、此美風をして泯滅に歸せしむるものたり、其害たる測る可らざるものあらんと。此説た

る、各國工業時代の初期に於て、多數工場主の主張せる所にして、今に至つても尙此説を執る者なきに非らず。抑も工場主と労働者との間に家族的關係を存せしむるは、是れ實に社會の美風にして、此風習の發達は労働問題の解決に至大の裨益あることは、余も亦之を斷言するを憚らず。然りと雖も、天下の富豪をして悉く慈善家たるを望む能はざると同じく、天下の工場主をして悉く此美風を保たしむることを望む能はず。少數の工場主が、此方針を執れりと云ふの事實を以て、工場法の必要を没却するは非理の事なり。願ふに雇傭關係を以て家族關係と同一ならしむると否とは、工場主の氣質性行に依つて分るゝこと固より論なきも、工場組織如何に依つて此關係を存する能はざる場合あり。今家族的關係を存するに必要なる工業組織を按ずるに、其要件二あり。曰く工場規模の小なると、曰く個人の經營に係ること是なり。

大工場組織に依るものは、工場主と職工との間に幾多の階級を存し累々層をなせるあり。二者の地位は甚だ隔絶し、互に相近くことを得ず、之が爲めに工場主は周到懇切なる注意を以て労働者を遇すること能はず、労働者も亦工場主に對して恩愛の情を起すことなく、到底家族的關係の事實を見るに由なからん。又組合營業たる工場に在ては工場主は無形の法人たり、而して此法人を代表して、事務經營の局に當る所の重役は、寧ろ組合に對して其歡心を結ぶに汲々とし、労働者の利害休戚に關しては之を顧みるに違あらざるべし。加之、其地位たる一定の期間を以て之を占むるものなるが故に、慈善なる工場主たるの名譽は以て彼等の心を動かすに足らざるなり、然らば則ち此種の工場に於て家族的關係の存せざる亦怪むに足らず。若し夫れ工場規模小にして、而して個人の事業たるものに在つては、工場主と労働者との關係

は稍々其趣を異にし、二者の間溝渠の存することなく、従つて情義の連鎖を以て二者を結合せしむること難きに非らず。又工場管理は工場主の全權に歸するが故に、組合營業の役員の如くに他に掣肘せらるることなく、能く其主義を貫くことを得べし。加之、労働者に對する待遇の良否は、延いて自己の名譽に關することあるが爲めに自ら其責任を重んずることとなるべし。去れば此種の工場に於ては工場主の意志如何に依つては家族關係を存すること容易なりとす。

工場に於ける家族關係と工業組織との關係は右述ぶる所の如し。今各國工業進歩の趨勢を按ずるに、工業組織は漸次小工業より大工業に進み、個人營業より組合營業に移るものにして、此趨勢に關しては多數の工業に就いて之を觀察せんか否む可らざるの事實なりとす。然らば則ち多數の工場に於て家族的美風は次第に泯滅に歸し、利益的關

係の之に代はるの傾向ある亦怪むに足らず。今若し工場法を制定せんか、少數の工場に於て此美風の發達を阻害せらるゝこと或は之なきを保せざるも、多數の工場に於て労働者は充分に其利益を保護せられ従つて労働問題の解決に至大の便宜を與ふることとなるべし。之を要するに家族的關係を以て工場主と労働者とを連結することは、社會改良上固より望むべき所なるも、工業進歩の大勢は最早之を許さざるものゝ如し。之を以て工場法制定に對する反對の理由となすは、余は其何の故たるを知らず。

**工場法と國民經濟**　國民經濟の基礎は資本と勞力に在り、國民經濟の發達の爲めには、此二者をして并行進歩せしめざる可らず。去れば政府が工場主の利益を保護すると均しく、労働者の利益を保護するは工業政策の宜しきを得たるものなりとす。工業に關する保護政策と

勞働者に關する社會政策とは、此點に於て其揆を一にするものなり。顧ふに無制限の雇傭關係に於て、工場主が勞働者に對し絶對の權力を有し、衛生に教育に風教に多數の勞働者をして工場生活の害惡の犠牲たらしむることは、是れ實に勞働者の人格を無視し其利益を害し社會問題上實に忍ぶ可らざることたるのみならず、工業の發達を阻害し國民經濟上の不利を醸すこと更らに大なるものなり。蓋し勞働者の工場生活にして安全に保護せられざらんか、其生産力は減少し、生産期間短縮せられ、又技術に習熟するの機會を失ふの結果を生ずべければなり。然るに今若し工場法を制定し、二者の關係を監督し、其利害を調和することを得ば、其結果は實に勞働者の利益たるのみならず、國民經濟の發達に裨補する所少なからざるや固より疑を容れざるなり。

工場法と國民經濟との關係是の如し。然るに各國工場法の沿革を

按ずるに、多數の工場主は工場法を以て國民經濟の發達を阻害するものとなし、之を排撃せるを見る。而して反對の論點に就ては、國情時勢の異なるに従て其趣一ならずと雖も、之を要するに勞働時間及び徹夜業の制限等、凡て勞働の延長を制限するの規定、及び職工の年齢に制限を附し、一定の年齢以下の者の工場勞働を禁止するの規定等は、彼等の最も反對する所たり。而して其理由とする所を聞くに、曰く勞働延長の制限は、即ち勞働生産力の制限にして、之が結果として勞働功程を減少し、延いて製品の産額を減少し、終に生産費の増加を來たすを免れざるべし。而して生産費の増加が物價の騰貴を來たすは必然の事たり。若し此場合に於て、其製品にして外國と競争をなすべきものならんか、自國の工業は其競争力を殺がれ、國民經濟上の不利之より甚だしきはなかるべし。又年齢を制限するの規定は、必らずや勞力の供給を減少

するの結果を生ずべく、若し其需要にして之に伴つて減少することなからんか、賃銀の騰貴を來たすを免れざるべし。賃銀の騰貴は生産費の増加となり、生産費の増加は終に工業に關する國際的競争力を減少することとなるは、労働延長の制限に於けると其結果を異にすることなかるべしと。右述ぶる所は、各國多數の工場主が工場法に反對する立論の要旨にして、殆んど異口同音に唱道せる所なり。彼等の説く所果して是なるか、乞ふ之を學理と實例とに照し、其謬見を攪破せん。

労働延長の制限は果して労働の功程を減少するや否や。余の見る所に依れば、此事たる工業の種類に依つて決定すべきものたり、去れど之を概言せんか、勞力を主とし器械を従とする所の工業に在ては、労働延長の制限をなすも労働功程を減少することなし。蓋し此種の工業に於ては、労働者の身心の状態は著しく労働功程に影響を與ふるを常

とす。單に時間の長短に依つて生産の多少を定む可らざればなり、例へば生絲工業の如し、若し夫れ器械を主とし勞力を従とする所の工業に在つては、稍々其趣を異にし、労働功程は労働延長に對し、比例的に増減するの傾あり。然りと雖も器械の精巧に進むに従ひ、之を使用するに精密の注意を要するに至るは自然の數なり、而して是れ過長の労働時間を以てしては到底望む可らざるの事たり。去れば此種の工業に於ても、亦労働延長の制限は強ひて労働功程を減少するものと云ふことを得ず。且夫れ労働功程なるものは、常に製品の數量に於て現はるのみならず、製品の品質に依つて亦之を判断せざる可らず。労働延長の制限の結果として、労働功程の減少する場合は、只製品の數量にのみ就て之を云ひたるのみ、製品の品質に至つては却つて改良進歩を生ずる場合多し。是れ他なし、労働延長の制限の爲めに、労働者は精密に



且つ敏活に業を執ることを得るに依る。夫の過長の労働時間若くは徹夜業が製品の品質を損するの害あることは、苟くも工場の経験ある者の否む能はざるの事實なり。此事に就き、英國に於て十時間運動の際に、ポルトンの紡織工場主某の發表せる意見に曰く、十二時間の労働時間に就き、最後の一時間に於ては労働者の氣力は著しく消耗するを常とす。幼者は殊に其の然るを見る、去れば此時間の製品は、常に其數量減少するのみならず、其品質も亦甚だ疎悪なり。又此時間に生ずる所の屑物は他の二時間に於けるよりも多しと。我國に於て該業に多年の経験ある某氏の談に依れば、織布を一見し、或は之に手を觸るときは、其織布が早き時間に製出せられたるか、將た晚き時間に製出せられたるやを識別することを得べしと云ふ。是等當業者の経験は亦以て有力なる證言たるを得ん。

或は工業の種類に依つては、労働延長制限の爲めに、労働工程は數量的に減少し、而して品質の改良之に伴はざるものあらん。此場合に於て、工場主の之に處する方法を按ずるに、賃銀を減少するか労働者を増加するか、然らざれば精良なる器械を使用し、由つて以て労力を省くか三者其一に居らざる可らず。然るに賃銀の減少は、工場主が職工に對して強大なる勢力を有せることを要件とするが故に、之を行ふこと容易に非らず。殊に其賃銀額が生活最低限度に在る場合には、賃銀の減少は殆んど不可能の事に屬せり。又假令、これを行ふとするも、生産額の減少を補充すること能はざるなり。労働者増加の方法に至つて、生産額を従前の如くするを得るの利あるも、工場の設備をして之に伴はしむるの必要あり。且つ執業方法を定むるに當りて多少の不便あり、生産費の増加は終に免る可らざるなり。若し夫れ精良なる器械を用

ゆるに至らんか労働延長は短縮せらるゝも、労働工程は却つて増加し加ふるに生産額の増加を以てすることを得ん。假令、一時は若干の固定資本を要するも、之が爲めに生産費を減少し、生産額を増加し、工場主の利益たる大なるものあるべし。去れば此種の工業に於ては、工場主は賃銀の減少、労働者の増加等の方法に依らざるも、進んで精良なる器械を使用し、之に依つて労働延長短縮の不利を補ふことを得るや固より言を俟たず。

論者或は曰く、労働延長の制限は巨額の固定資本を放下せる工業に在つて、著しく生産費を増加するを免れず。抑も此種の工業に於て、固定資本の金利は生産費の重要な部分を占むるが故に、労働延長の制限の爲めに生産額減少せる場合には、此金利の總額は依然舊に異なることなきも、製品各個に對する金利額は必らず増加すべし。即ち生産

費増加の事實を示すものに非らずして何ぞやと。余の見る所に依れば必ずしも然らず。抑も固定資本の關係より生ずる生産費を知らんと欲せば、其金利額を見ると同時に其償却費を見ざる可らず。單に金利より生ずる生産費のみを観察せば、論者の推定は正當ならんも、之を償却費の方面より觀察せんか却つて生産費の減少を見るなり。蓋し労働延長の制限は即ち器械使用時間の制限なり、器械使用時間の制限は或程度に於て器械の保存期限を延ばすことを得べく、従つて其償却期間を長くすることを得べし。償却期間の延長に伴つて、年々償却費として生産費中に繰込むべき金額の減少するは當然の事なればなり。此事實や徹夜業廢止の場合に於て明かに之を認むることを得べし、去れば、固定資本の關係より生産費を観察するとき、一方には之を増加するの事情あるも、他方には之を減少するの事情あり、二者以て相殺を

なすべきのみ。

以上述ぶる所に依り、労働延長の制限は相當の程度に於て之をなす限りは、決して生産費増加の結果を生ずるものに非ざることを知るべし。従つて國民經濟の發達は之が爲めに毫も阻害せられざるや固より疑を容れず。

又職工年齢の制限が國民經濟に與ふる影響を按ずるに、是れ未だ憂ふるに足らざるなり。幼者の労働を禁止するときは、從來低廉なる賃銀を以て備せせる幼者に代ふるに成年職工を以てし、高き賃銀を支拂ふの必要を生ずるが故に、従て生産費増加の結果を生ずるを免れざるが如きも、工場經營の方法に依ては此弊害を避くると敢て難しとせず。抑も賃銀の騰貴が生産費増加の原因となるは、賃銀の騰貴と労働工程の増加と相伴はざる場合に限り。若し二者相伴はんか、之れが爲め

に毫も生産費の増加すべき理由なしとす、今幼者に代ふるに成年職工を以てせんか、労働工程は著しく増加すべきを以て、生産費増加の憂は決して之なかるべし。顧ふに幼者の労働は工場主に對して最も不利益なるものたり。而して之を備せするは已むを得ざるの事情に基けることは、多數工場主の唱道する所なり。之を歐洲の事例に徴せんに一九〇一年丁抹に於て、工場法の改正をなし、労働者の最低年齢を十歳より十四歳に上さんとするや、工場主の之に反對する者極めて少なく或工場主の如きは寧ろ之に賛成の意を表して曰く。幼者の備せは余輩の好まざる所なり、只労働者の子女にして工場労働をなすことを望む者に對して、余輩は之を辭すること能はず、已むなく之を備入るゝに至る、去れば余輩の幼者を備せするは寧ろ慈善事業の一種たるのみ、工場經濟上毫も利益あることなし、政府をして斷然之を禁止せしめんか、

工業の利益として余輩は之に賛成するを躊躇せずと。是に由つて之を觀れば、職工年齢の制限は決して生産費の増加を來たすべきものに非らず、國民經濟上毫も憂ふべきものなし。

工場法は國民經濟の發達を阻害することなく、却つて之が進歩の要件たることは右述ぶる所の如し。今歐洲に於て工場法制定の先驅をなし、今に至るまで各國の模範たる英吉利の實例に就て左に之を證明せん。

該國工場法は單行法主義を採り、十九世紀の初期に當り先づ紡績工場に就き之を適用し、五十年代に及んで之を各種の工場に及ぼせり。去れば此世紀に於ける該國紡績工業の進歩の状況を觀察するときは工場法と國民經濟の關係を明にすることを得ん。パンフォーヴェルベルヒの工場監督論に依れば左の事實あり。

年 代	紡績業平均一ヶ年産額	綿織物業 (同上)
一八一九年—二二年	一〇六、五〇〇、〇〇〇封度	八〇、六〇三、〇〇〇封度
一八二九年—二二年	二二六、五〇〇、〇〇〇	一四三、二〇〇、〇〇〇
一八四四年—四六年	五三三、三〇〇、〇〇〇	三〇八、一〇〇、〇〇〇
一八五九年—六一年	九〇〇、〇〇〇、〇〇〇	六五〇、八七〇、〇〇〇
一八八〇年—二八年	一、三三四、九〇〇、〇〇〇	九九三、五〇〇、〇〇〇

ロードシャッフツベリ一八四三年議院に於て之に關する演説をなしたり。曰く労働時間の制限は決して工業の發達を阻害することなし。綿花の輸入額を見るに、一八一八年には一七七、二八二、一五八封度なりしが、一八四二年には四七五、〇六〇、七〇〇封度となれり。紡績工場數を見るに、一八一九年には三四四なりしが、一八三九年には一八一五となれり。是等の事實に依り、工場法が毫も國民經濟に害なきことを知るべしと。

英國工場監督總監ベーカーは一八五九年ブラッドフィールドにて開かれたる社會學協會に於て演説して曰く。工場法の爲めに紡績工業の衰頽したることを證明すべきの事實なし、紡績工場生産價額を見るに、一八四四年には三七、七六七、八九〇磅なりしが、一八五八年には五一、九八、九二七磅となれり。而して此年間に於て夫の著名なる十時間労働に關する法律の制定せられたるに關らず、工業は是の如き進歩をなせりと。

一八七六年、英國に於ける工場法調査委員會の報告も亦此事實を證明するの力あり。今其要旨を摘録せんに、曰く、工場法制定以前の調査に由りて、當時各種の工業に傭使せられたる兒童婦女の状態を追想し、之を工場法制定以後の今日に於る労働者の状態と比較するときは實に甚しき相違あるを見る、固より特種の工業に於ては、工場法の實施に

關らず、尙ほ改良を要すべき事實なきに非らずと雖も、是れ只例外の事實たるに過ぎず。且つ工場法は工業の發達を阻害するを免れずとの假定は、已に其根據を失ひ、資本家にして工場法の効力を否定し、之が廢止を主張する者は最早之なきに至れりと。

## 第二章 工場法の内容

余は本章に於て各國現行の工場法に就き、其規定の大要及び立法の理由を説明せんと欲す。願ふに羅馬の古城は一日にして成るに非らず。歐洲に於て最も進歩せる工場法を有せる若干の國に就き、始めて工場法の制定せられし當時より、爾來數十年間に於ける改良進歩の實例を討尋するときは、實に趣味の津々たるものあり。去れど、余は此歴史的研究に依るよりも、寧ろ各國現行法の比較的説明を以て、時務の急に應ずるものと信ずるを以て、此方針に依り、以下項を追うて工場法の内容を叙述せん。

### 第一 職工の最低年齢

各國工場法に於て職工の最低年齢を定め、此年齢以下の者に對して

は工場労働を禁止するを常とす。是れ國民教育及び國民衛生の必要に基くものに外ならず。今若し此規定なしとせんか、學齡兒童にして父兄の爲めに強ひられ、工場に入る者多かるべく、國民教育は遂に其効果を收むるに由なかるべし。夫の強迫教育制を採用せる國に在つて、學齡の最終期を以て此最低年齢となせるが如きは、國民教育普及の目的を達するが爲め當然の措置なりと云ふべし。又幼者は衛生上最も注意を要するものたるに拘らず、其發育未だ充分ならざるときに於て工場生活を爲さしめんか、其勞働條件は奈何に寛大なるも、到底健全なる發達をなすこと能はざるべく、而して此種の兒童にして其數を加ふるに至らば、將來に於る勞力の供給を減少し、國民の生産力を減ずるのみならず、延て國家の存在を危うするの憂も亦之あるを免れざるべし。余は茲に歐洲各國工場法に就き最低年齢に關するものを抄録せん。



幼男女の區別に依つて大に其趣を異にせるを見る。現今各國の工場法が此の區別に基きて職工の分類をなせるは、當然の處置なりと云ふべし。

歐洲各國の工場法に於ける職工の分類方法には、概ね二種の區別あり。一は職工を幼年工、少年工、成年女工、成年男工の四種に分てるものにして、一は職工を幼少工、成年女工、成年男工の三種に分てるものなり。多くの場合に於て、幼少年者に就きては男女の區別を爲さず、之に施すに同一の保護を以てし、而して一定の年齢以上の者に就き、始めて男女を區別して保護の程度を異にするを常とす。

第一種の分類方法を採用せる各國の實例左の如し。

英吉利	幼年工	少年工	成年女工	成年男工
至自	至自	至自	至自	至自
十一	十一	十四	十八	十八
四	四	八	歲以上	歲以上
歲	歲	歲		

佛蘭西	獨逸	以太利	丁抹	瑞典	那威	露西亞	西班牙	匈牙利
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
十二	十三	十九	十四	十四	十四	十五	十三	十二
歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
十八	十六	十五	十八	十八	十八	十七	十六	十六
歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲
十八	十六	十五	十八	十八	十八	十七	十六	十六
歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲

又第二種の分類方法を採用せる各國の實例左の如し。



國 名	幼 少 工		成 年 女 工	成 年 男 工
	自 至	自 至		
瑞 西	十 八	十 四	十 八 歲 以 上	十 八 歲 以 上
和 蘭	十 六	二 十 二	十 六 歲 以 上	十 六 歲 以 上
白 耳 義	自 十 一 歲 至 十 六 歲	自 十 一 歲 至 十 六 歲	二 十 一 歲 以 上	十 六 歲 以 上
塊 太 利	第 一 種 工 業	自 十 二 歲 至 十 四 歲	十 四 歲 以 上	十 四 歲 以 上
	第 二 種 工 業	自 十 四 歲 至 十 六 歲	十 六 歲 以 上	十 六 歲 以 上

第 三 勞 働 の 禁 止

各 國 工 場 法 に 於 て 職 工 の 最 低 年 齡 を 定 め、此 以 上 の 者 に 對 して 勞 働 を 禁 止 せ る の 實 例 は、前 章 述 ぶ る 所 の 如 し。余 の 茲 に 説 か ん と 欲 す る は、此 年 齡 以 上 の 者 と 雖 も、職 工 保 護 の 爲 め に 必 要 な る 場 合 に 於 て 勞 働 を 禁 止 す る 事 是 なる 也。今 各 國 の 法 律 に 依 つ て、此 勞 働 禁 止 の 場 合 を 大 別 す れ ば 左 の 如 し。

(一) 職 工 の 事 情 に 基 け る 場 合 強 制 教 育 を 採 用 せ る 國 に 在 て は、未 だ 義 務 教 育 を 完 了 せ ざ る 幼 年 工 に 對 して 工 場 の 勞 働 を 禁 止 せ り。英 佛 獨 の 工 場 法 に 於 て、幼 年 工 に 對 して 修 學 證 明 書 を 有 せ ざ る 者 は 之 を 工 場 に 備 使 す 可 ら ず と の 規 定 あり。是 れ 義 務 教 育 の 強 行 の 爲 め に は、最 低 年 齡 の 規 定 と 相 俟 て、其 目 的 を 達 せ る も の と 云 ふ べ し。或 は 幼 少 者 に 對 し、醫 師 を して 其 體 格 を 檢 査 せ し め、工 場 勞 働 に 従 事 す る も 差 支 な き 者 に 與 ふ る に 健 康 證 明 書 を 以 て せ し め、而 して 之 を 有 せ る 者 に 非 ざ れ ば、工 場 に 備 使 す る を 得 ざ る の 規 定 を 設 け た る 國 あり。佛 國 は 之 を 幼 年 工 に の み 適 用 し、英 國 は 幼 年 工、及 び 十 六 歲 以 下 の 少 年 工 に 及 ぼ せ り、此 規 定 や 國 民 衛 生 上、其 効 果 少 し と せ ざ る べ し。

又 婦 女 の 衛 生 保 護 の 方 法 と して、普 く 各 國 の 間 に 行 は る、規 定 あり。而 即 ち 分 娩 後 一 定 の 時 期 を 限 つ て 工 場 勞 働 を 禁 止 す る 事 是 なる 也。而

して此時期は少なきは二週間にして、多きは六週間に及べり。瑞典の如きは、此期間最も長さのみならず、尙ほ分娩前二週間の禁止を行へり。顧ふに、此規定たる、國民衛生上必要の事たるは固より言を俟たず。一八七六年英國に於ける工場法調査委員會報告に曰く、工業都市に於て死亡率の多きことは種々の原因あらんも、女工が分娩後直に工場に赴き、其勞働を繼續すること、亦之が一原因たるを失はずと。蓋し之が爲めに女工は自己の健康を害するのみならず、幼兒の保育に關し、充分の注意をなすこと能はざればなり。去れば此法律に依つて此場合に於ける勞働を禁止するは至當の事たり、然れども此監督は分娩後に於てのみ行ふべきことにして、分娩前の保護は到底不可能の事たるべし。佛國工場監督官フォーケールの意見に依れば、分娩前後の婦女に對し勞働を禁止するは困難なり。蓋し此際に於ては彼等は特別の費用を要す

るに關らず、之れが勞働を禁止せんか、勢ひ他に收入の途を求めざる可らず、種々の弊害は自ら生ぜざるを得ず、去れば此場合に於ける勞働禁止は、之に伴ふに相當の救済を以てするにあらざれば、其目的を達するに由なからんと云へり。此事たる、瑞西、白耳義、英吉利の工場監督官も亦屢々唱道せる所なり。獨逸にては、幸に疾病保險法あり、分娩に對し疾病と同一の救済を與ふるを以て、此弊害を避くることを得。丁抹工場法に依れば、婦女が分娩後勞働を禁止せられたるが爲め、窮民救助院に入るも、之が爲めに窮民救助を受くるより起る所の權利剝奪の憂なし。此規定たる、最新の法文にして、社會政策上當然の事と云ふべし。

(二) 業務の種類に基ける場合此制限は業務の性質が著しく危険の虞あるか、若しくは衛生に害あるか然らざれば風紀維持の爲めに之を禁止せざる可らざるの場合に行ふべき勞働禁止なりとす。此種の規定

は各國法律に於て多少其規定を存せざるはなく、其間單に寬嚴精疎の別あるのみ。是等業務の種類を定むるは、技術上の問題に屬せるを以て、余は茲に之に關する各國の事例を列擧せざるべし。

#### 第四 勞働時間

凡そ過長の勞働時間は、業務の如何に關らず、衛生上有害なることは固より言を俟たず。工場に在つては、此事實や更に顯著なりとす。密閉せる室内に於て、空氣は濕潤し、塵埃は飛散し、加ふるに器械の騒響は囂々として堪ゆ可らず。職工は其中に在つて監督者の督勵に促がされ、利慾の念に驅られ、知らず識らず過長の勞働をなし、其心身の健全を害するに至るは、彼等の常態なりとす。若し夫れ成年男工に在つては、自由の意志に依り、外部の強制に抵抗し、自衛の途を圖ることを得んも、幼少者及び婦女に至つては、其意志や薄弱にして、此抵抗力を缺

けり、故に過長勞働の弊に陥る亦怪むに足らず。抑も此種の職工は、其衛生上特に保護を要するものなり。幼少者は其教育を完了せざる可らず、婦女は家庭を整理するの責任を帶べり。然るに之に課するに、過長の勞働を以てするは、將來の國民を養成するに就いて、其害や大なりと云はざる可らず。各國工場法に於て、勞働時間の制限は其規定の中心たる所以のもの、豈偶然ならんや。

勞働時間の制限に就きて各國の工場法は職工の種類に依つて大に其趣を異にせるを見る。之を概言せんか、幼年工に對して之を制限するは各國其揆を一にせり。少年工に對しては、以太利を除くの外、悉く相當の制限を附せり。成年女工に對しては制限を附せる處と、之を附せざる處と、殆んど相半ばするものゝ如し。而して成年男工に對しては、無制限の制度を採用せるもの多數にして、只瑞西、埃太利、露西亞、佛蘭

西に於て之を見るのみ。余は茲に各種の職工に就きて、各國の法律に於ける勞働時間制限の要旨を述べん。

幼年工に對する勞働時間の制限は、大概六時間を通例とせり。佛蘭西、露西亞等に於て、制限時間の此以上にあるは、畢竟するに他種の職工と共に勞働をなすの場合に於ける工場經營の便宜を圖りたるに外ならず。英吉利にては幼年工の勞働時間に關して一種の特例を設けたり。即ち他國の如くに劃一なる制限をなさずして、午前若くは午後に於て六時間を限つて勞働を許す所の方法、所謂半日制及び隔日に十二時間の勞働を許す所の方法、所謂隔日制の二種の方法を設け、工場主をして任意其一を擇ばしむることとせり。是れ實に工場主の爲めに少からざる便益を與ふるものにして、然かも之が爲めに決して幼者保護の目的を害せざるなり。

少年工に對する制限は、各國とも十時間乃至十二時間を以て通例とせるものゝ如し。

成年女工に對する制限は、各國の法律に於て少年工に對するものと稍々其趣を一にせり。抑も成年女工に對し勞働時間の制限をなすの必要は、固より疑ふ可らざるものあるに關らず、尙ほ之を放任せる國少なからざるは、洵に遺憾なりと云ふべし。

成年男工に對する制限は、其利害未だ明ならず、工場法の祖國たる英吉利に於ては、一九〇八年の法律に依り、鑛山勞働者に對し、八時間半の制限を加へたる外は、之を無制限とせり。佛蘭西に於ては、幼少者婦女と共に勞働する場合に限り、同一の制限を受くるものとなせり。獨逸にては、全く無制限なり。顧ふに、成年男工は幼少者婦女と異なり、其自由意志に依つて工場主に對し、適當なる勞働時間の契約をなし得るを

常とするが故に、強て法律に依つて干渉をなすの必要なものゝ如し。然れども、是れ國情民風を參酌して決定すべき問題にして、一概に之を論ずべきに非らず。

労働時間制限の方法に關し、各國工場法に於て職工の種類に依つて制限の範圍を同ふせるものと然らざるものとの區別あり。佛蘭西、太利瑞西は前者の方法を執れるも、其他の諸國に於ては後者の方法を執り、職工の種類に依つて制限の範圍を異にせり。例へば幼年工に對しては六時間とし、少年工、成年女工に對しては十時間とし、成年男工に對しては十二時間となすが如し。去れど此方法は工場主の不便とする所なり。蓋し工場労働は必ずしも職工の種類に依て分離すべきものに非らず、同一の執業場に於て共同に同種類の労働をなせる場合に、一部の職工已に退場せる爲め、他種の職工は其労働を繼續する能は

ざることなしとせず。工場主にして之に備へんと欲せば、豫め補充の職工を置かざる可らず、而して二三時間の補充労働の爲めに、殊に職工を備入るゝは、工場經營上策の得たるものに非らざること固より言を俟たず。且又此方法は工場監督官の職務執行に關し、輕々に看過すべからざる不利益を醸すものなり。時間の制限が職工の種類に依て區々に分れたる場合に於ては、監督官が工場を臨檢し、時間制限の規定が果して實行されたるや否やを明にすること容易に非らず。奈何となれば、時間の制限は始業終業の時刻に依つて、之を監督すべきものなるに、此場合に於ては職工の種類に依り、此時刻同一ならざるを以てなり。是に由つて之を觀れば、佛、奧、瑞三國に於て、各種の職工に對し、同一の時間制限をなせるは、最も進歩せる立法例として、賞賛の價值あるものと云はざるを得ず。

休憩時間の規定は、労働時間の制限と密接の關係を有し、職工保護の爲めに必要なることたり。各國の法律に於て労働時間の制限ある場合には、必ず休憩時間の準則を設くるを常とす。然り而して、休憩時間の規定には、之を成規の労働時間中に合算したるものと、之を除外したるものとの二種あり。

余は茲に各國に於ける労働時間の制限に關する實例を掲げん。

幼年工	少年工	成年女工	成年男工
佛蘭西 十時 休憩一時間除外	同 休憩同上	同 休憩同上	無 但前三種の職工 と共に労働する 場合には凡て同 一の制限を受く
英吉利 半日制(六時間) 或は隔日制(十二時間) 休憩一時間合算	十二時間 休憩二時間(紡 織工場)一時間(紡 織場)以外 合算	同 休憩同上	無 八時間半の制限 あり

獨逸 六時 休憩三十分合算	十時 休憩二時間合算	十一時間 休憩一時間合算	無 制限
伊太利 六時 休憩一時間除外	無 制限	無 制限	無 制限
丁抹 六時 休憩三十分合算	十二時間 休憩二時間合算	無 制限	無 制限
瑞典 六時 休憩三十分合算	十時 休憩二時間合算	無 制限	無 制限
那威 六時 休憩三十分合算	十時 休憩一時間合算	無 制限	無 制限
露西亞 八時 九時 休憩一時間(特種工業) 休憩一時間(除業) 休憩一時間(除外)	十一時間 十時 休憩一時間(同上) 休憩一時間(除外)	同 同 休憩同上	同 同 休憩同上
西班牙 五時 間	八時 間	無 制限	無 制限
匈牙利 八時 休憩一時間合算	十時 休憩一時間合算	無 制限	無 制限

	幼少年工	成年女工	成年男工
奧大利	八時間(第一種工業) 休一時間(第二種工業) 休一時間(第三種工業) 除外	同上	同上
瑞典	休一時間 合算	同上	同上
和 蘭	休一時間 合算	同上	同上
白耳發	休一時間 合算	無 制 限	無 制 限

各國の工場法は、労働時間の制限をなすを以て通則とし、特定の場合に於て例外の規定を設けたり。顧ふに各種の工業に對し、何等の場合たるを問はず、労働時間の制限を劃一に適用せんか、工場の經營上其害の及ぶ所少なきにあらざるべく、特例の規定は實に已むを得ざることと云ふべし。抑も此特例たる、各國其揆を一にせざるも、之を概言すれば、業務の性質に依り、永久の性質を有せるものと、外部の事情に依り臨

時の性質を有せるものとの二種あり。

(一) 業務の性質に基ける場合 時季工業の種類に属せる工業にして、一定の季節に於て特に繁忙を極むるものあり例へば裁縫職、菓子職等が盆、正月の前に非常に業務の堆積を見るが如し。或は特定の短日間に製造を完結せざる可らざる工業あり例へば魚類の貯藏の如し。或は執業の都合に依り、定期の時間に完了する能はざる業務あり例へば活版所、晒染物工場等の如し。是等の業務に關しては特例を許すの必要あるは言を俟たず。

(二) 外部の事情に基ける場合 工業の種類は何たるを問はず、天災地變其他偶然の事變に際し、損害を豫防する爲めに制規の労働時間に依る能はざることあり。此等の場合に於ては、臨時に特例を許すべきものなり。

## 第五 徹夜業の禁止

徹夜業の衛生に害あること誰か之を疑ふ者あらん。普通の業務に在つても、屢々徹夜業をなさんか、自ら身體の衰弱を免れず、況んや工場労働に於てをや。抑も工場の徹夜業たる、成年男工に對しては尙ほ忍ぶべしとするも、幼少者の如き發育の未だ充分ならざる者、婦女の如き體質の軟弱なる者に對して之を強ゆるは、其害たる實に測る可らず。加之、徹夜業は常に之に従事せる職工の爲めに害あるのみならず、更に職工の兒童の養育を妨害するものなり。今若し既婚の婦女にして、徹夜業を營むとせんか、夜間嬰兒の保育をなす者なかるべく、從つて營養不充分となり、到底健全なる發達をなさしむる能はざるや明かなり。

一八九二年、佛國下院は徹夜業廢止の利害に就き、佛國醫學會に諮問をなしけるが、會長ロシヤは該會を代表して、左の回答をなせり。其要

旨を掲ぐれば、曰く、睡眠の時間を奪ふは苦痛の甚だしきものなり、況んや、之に加ふるに、單調にして趣味なき工場の労働を以てするに於てをや。殊に婦女職工の被る所の害たる大なり。若し夫れ徹夜業をなすこと久しきに及べば、身體は次第に衰弱し、終に貧血症に陥るを免れず。彼等にして人の母たる者ならんには、乳は漸次減じ、小兒の滋養は缺乏するに至るべし。又彼等は、小兒保育の責任を完ふすること能はず、假令、晝間は小兒預所に托することを得んも、夜間には此種の設備なきを以て、小兒は終夜營養を給せられず、看護を受くることなく、兒籠の中に眠らざるを得ず。近時吾國の立法者は、小兒の死亡を減少するが爲めに種々の劃策をなせり。今若し女工に對して徹夜業を禁止せば、此目的を達するに於て、其得る所少なきに非ざるべし。是等の理由に基き、醫學會は滿場一致を以て女工に對して徹夜業禁止の正當なることを



決議すと。

同國工場監督官ラガの徹夜業に關する報告に曰く。徹夜業をなせる女工は流産に係る者も少なしとせず、又其小兒は二歳以下にて死亡する者多し。此事實に基き、某地方の職工は徹夜業を稱して「小兒を喰ふ者」(Manger Menfant)と云ひたるを聞けりと。

之を要するに、徹夜業が衛生上有害なることは固より言を俟たず。徹夜業が危害の原因たることは、何れの國に於ても、苟くも工場生活の經驗ある者の均しく認むる所の事實なり。顧ふに徹夜業に於ては、職工は氣力弱く注意薄く、加ふるに屢々睡魔の襲ふ所となり、知らず識らず、器械に觸れ、危害に罹るを免かれず。抑も徹夜業が危害の原因たることは、各種の職工に共通なるも、其の害や殊に婦女幼少者に於て顯著なるものあり。是れ他なし、婦女幼少者は成年男工に比して體軀孱弱

なるが故に睡眠に犯され易く、危害に對して自衛の方法を行ひ難きに依るなり。

今若し、風教の點より徹夜業を観察せんか、其弊害や言ふに忍びざるものあり。半夜、人靜かにして器械の音のみ聳々たる時、工場の一隅、電燈影暗き處、低聲密話の漏るゝことあるは、工場に經驗ある者の屢々目撃せる事實に非らずや。又晝夜交代の執業方法を探れる工場に在つては、夫は晝間の勞働を了り薄暮家に歸れば、妻は已に夜業をなす爲めに工場に赴けり。妻にして翌朝家に歸らんか、夫は更らに工場に赴かざるを得ず。是の如き生活に於て、家庭の快樂は將た何處にか之を求めん風紀の紊亂する亦已むを得ざるなり。

由是觀之、衛生上より又風教上より觀察して、徹夜業の害たる大なりと云はざる可らず。歐洲各國の工場法に於て之を禁止せるもの多き

は亦宜なりと云ふべし。

徹夜業禁止の目的を達する爲めに、各國の法律に於て、夜間一定の時間を區劃し、此時間内の執業を禁止することとせり。例へば午後八時乃至翌朝四時を以て徹夜業の時間と定め、其間に於ける勞働を禁止するが如し。

顧ふに徹夜業の害たる、職工の種類に依つて其程度を異にせり。各種の職工に對し、悉く之を禁止すべきや、將た特種の職工に限つて、之を禁止すべきやは自ら議論の分るところにして、各國の實例區々として一ならず。幼年工に對しては各國均しく之を禁止し、少年工に對しては極めて少數の例外あるも概してこれを禁止せり。成年女工に對しては禁止と無制限と相半ばし、成年男工に對して之を禁止せるは只瑞西の一國あるのみ。一九〇〇年佛國政府は成年男工の徹夜業禁止

の利害に就き調査をなしたるが、商工大臣は工場監督官に命じて之に關する意見を具伸せしめたり、其諮問案は左の如し。

- (一) 徹夜業禁止の利害、殊に之を成年男工に及ぼすの可否。
- (二) 成年男工に對して、徹夜業の禁止を可とすれば、之に關して奈何なる例外の規定を設くべきや、又徹夜業禁止は國際條約を以て定むるの必要ありや、若し之ありとすれば其範圍奈何。

此諮問に對して、各監督官の意見として發表せられたるものを見るに、成年男工に對しても、徹夜業廢止の必要を主張せる者多數を占むるが如し。佛國工場法に於て此規定を見る或は遠きに非ざるべきか。余は茲に歐洲各國工場法に就き、徹夜業に關する規定を抄録せん。

英吉利	幼年工	少年工	成年女工	成年男工
禁	止	同	上	無制限

て多少の特例を存するは、工業の經營上必要なることにして、各國の法律に於ても相當の規定を存せるを見る。抑も此特例に就ては、臨時の性質を有せるものは、永久の性質を有せるものとの區別あり。臨時の性質を有せるものは、労働の性質上一定の時季非常に繁劇なるか、或は特定の期間内に製造を完了するの必要あるか、或は天災地變其他偶然の事變に際し、損害を豫防する爲めに定規時間外の労働を要する場合に於て特に徹夜業をなすことを許すの規定を指せり。是等の場合に於ける特例は、労働時間に關するものと稍々其趣を一にし、特例の範圍、及び許可の條件も、亦殆んど之に異なるなきを以て、余は茲に之に論及せず。然れども、夫の永久の性質を有せる所の特例に至つては、徹夜業禁止の規定に於ける特色とも云ふべく、之を詳述するの必要あり、乞ふ次

徹夜業の禁止は、假令其適用は各種の職工に涉らざるも、これに關し

瑞	和	白	埃	匈	西	露	那	瑞	丁	伊	獨	佛
四	蘭	耳	太	牙	班	西	威	典	抹	太	逸	蘭
禁	禁	禁	禁	禁	禁	禁	禁	禁	禁	禁	禁	禁
止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止	止
同	同	無	禁	同	同	無	同	同	同	同	同	同
上	上	限	止	上	上	上	上	上	上	上	上	上
同	無	同	無	同	同	無	同	同	同	同	同	無
上	制	上	制	上	上	上	上	上	上	上	上	上
限	限	上	限	限	限	限	限	限	限	限	限	限

に之を述べん。

永久の性質を有する徹夜業禁止の特例は、之を分つて二種となす。第一種の特例は法律に指定せる徹夜業の時間を短縮するにあり。此特例は一晝夜廿四時間より此時間を控除したる殘餘の時間に於て、執業時間の配置を自由ならしむるの必要に基ける者にして、交代執業の方法を執れる工場に適用されたり。今若し徹夜業の時間は、午後八時乃至翌日午前四時なりとせんに、殘餘の時間は十六時間となるなり。此十六時間を通じて、繼續して勞働をなさしむるは、勞働時間制限の規定に背き法律の許さざる所たり。又假令然らざるも事實上不可能の事たるを以て、二組交代の執業方法に依り、各組八時間宛の勞働をなさしめんか、勞働時間の短きに失するの憂あり。此場合に於て、徹夜業の時間を短縮して、午後十時乃至翌日午前四時とせば、殘餘の時間は十八

時間となり、各組の勞働時間を九時間となすことを得べし。是の如くんば、工場主も其利益を阻害せらるゝことなく、而して徹夜業の弊害を除去することを得べし。此種の特例は各國の法律に於て屢々其實例を見るなり。

第二種の特例は、工業の種類に依り、絶對的に徹夜業を許可せる場合を指せり。此特例は、工業の性質上徹夜業を許可するに非ざれば、之を經營する能はざるものに適用するものなり。各國の法令を按ずるに、此種工場の主要なるものを、所謂繼續せる火力を用ゆる所の工場となす。繼續せる火力なる用語は、意義明確を缺くと雖も、要するに、工場の管理上器械の運轉を間斷なく繼續せしめざる可らざる所の工業なりとす。例ば鋸鋸場、硝子製造業、製紙業、製糖業等なりとす。又繼續せる火力を用ゐずと雖も、業務の性質上徹夜業をなすの必要ある工場あり

例は活版所印刷業、新聞社の如し。此特例を許可するには、各國の法令に於て種々の條件を必要とするものとす、茲に其大要を摘記せん。

英吉利法律に依れば、左の條件を守るときは、鑄鋳場、鐵工場、印刷業、製紙場に於て十六歳乃至十八歳の少年男工の徹夜業を許可せり。即ち徹夜業の始業時刻の前、及び終業時刻の後に於ける十二時間以内には、勞働をなさざること、又徹夜業をなすの回数に就き鐵工場にては二週間に六回を限り、鑄鋳場、製紙場に於ては二週間に七回を限り、印刷業に於ては一週間に二回を限ること是なり。硝子工場に於て、少年男工の徹夜業許可の條件としては、其勞働時間の合計一週六十時間を限ること、一週四回の徹夜業に就きては、毎回十四時間以下とし、一週五回の徹夜業に就きては、毎回十二時間以下とし、一週六回の徹夜業に就きては、毎回十時間以下とし、此以上の回数回の徹夜業に就きては、毎回九時間以下とし、

下とす。而して毎回の間には、少なくとも其回の勞働時間と同一なる間斷を設くるものとす。

佛蘭西法律に於ては、活版所、新聞印刷業、鑛山に於て幼年工、少年工、成年女工の徹夜業を許可するには、其勞働時間は廿四時間内に七時間を超過せざるを以て條件とす。又繼續せる火力を用ゆる工場、即ち製紙工場、製糖工場、硝子工場、鑄鋳場、製鐵場等に於て幼年工、少年工、成年女工の徹夜業を許可するには、其勞働時間は廿四時間内に十時間以下なることを條件とせり。

獨逸法律に依れば、繼續せる火力を用ゆる工場、其他工業の性質上、徹夜業を必要とせる工場に於て、幼年工、少年工、成年女工に對し、徹夜業許可の條件次の如し。即ち毎週勞働時間は、幼年工は三十六時間、少年工は六十時間、成年女工は六十五時間以下とし、又徹夜業の時間は二十四

時間内の十時間以下とす。各組の交代は、毎週一回を行はざる可らず。

第六 定期休業日

歐洲各國の工場法に於て、定期休業日は大祭日は勿論、日曜日を以てするを常とす、只以太利、西班牙に於て、日曜休業を強制せざるのみ。或は若干の國に於て、殊に日曜休業の規定を設けず、之に代ふるに毎週一日の休業日を以てせる處あり。例へば佛蘭西、白耳義の如し。是れ工場管理上の便宜を圖りたるものにして、之を以て日曜休業の一變例と見做すことを得べし。去れば、日曜休業の制は歐洲の工場法に於て、殆んど一般の事實なりとす。

顧ふに日曜休業の制たる其起原を求めんか、之を基督教に歸せざる可らずと雖も、近時之を以て工場法の一條目となせる所以は、全く社會政策の必要に基けるものに外ならず。蓋し毎日工場に在つて營々驅

工 場 法 の 内 容

使せらるゝ所の職工に對して、一週一日の休業日を與ふるは、衛生上實に急要なることたるは固より言を俟たず。器械器具と雖も、時々之を休止し、以て修覆をなすの必要あり。況んや、人類に於てをや。余曾つて、獨逸工場監督官の報告を讀むに、業務災厄と日曜休業との關係、即ち各曜日中、何れの日に於て災害最も多きやを調査したる統計あり、茲に之を抄録せん。

監督區名	日曜	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
シュローベン	一九	一三七	一六九	一六六	一六八	一九六	一七一
パウチエン	六	五四	六四	五〇	三六	五七	五二
チンタウ	七	三四	三六	四四	五八	五一	六九
デーベルン	九	五九	五三	五三	五九	六八	六二
ケムニツ	三	五九	五五	六八	五一	七五	八〇
アナベルグ	五	二四	三四	二六	三〇	三二	二七

(一八九五年工場監督官報告)

此表に依るときは、業務災厄は金曜日、土曜日に於て最も多きなり。蓋し災厄の原因たる種々ありと雖も、職工の不注意に基く場合少なしとせず。而して職工の不注意は、多くは其身心の疲勞に依る、身心の疲勞は連日勞働を繼續せること、之が一原因たるを失はず。此事實に徴するも、亦定期休業が衛生上奈何に必要なかを知るべし。

定期休業日は又風教上忽諸に付すべからざるものたり。基督教國に於ける日曜休業が、國民道德に與ふる影響は論ぜずして可なり。假令、基督教國にあらざるも、定期休業日は家庭の團樂を保つが爲めに必要なり。抑も工場生活なるものは、家庭の關係を紊亂すること甚しきものにして、家族の多數が職工たる場合に於て、或は各自其工場を異にせることあらん。或は晝業に従事し、或は夜業に従事する者もあらん。今若し定期休業日なしとせんか、彼等は毎週何れの日に於てか和氣霽

然たる家庭の快樂を貪ることを得ん。苟くも心を風教維持の上に寄する者は、此點に就きて更に定期休業の必要を認めざるを得ず。

歐洲各國の工場法を按ずるに、定期休業日は幼年工、少年工に對して之を強制するは各國其揆を一にせり。成年女工に對しては、往々これを放任せる處あり。成年男工に對しては、二者相半ばするもの、如く、英吉利の如きは、法律を以て之を強制せざるも、國民の慣習に基きて日曜休業は自ら行はれつゝあり。此事たる英吉利に於てのみ見るべきに非らず、概して獨逸民族に屬せる國民は、拉丁民族に屬せる國民に比すれば、日曜休業を恪守するの風あり。近時歐洲各國の社會改良家は、日曜休業を強行するの目的を以て、種々の團體を組織したるが、是等の各團體は一八九七年ブルセルに於て列國會議を開き、白耳義の工業及び勞働大臣ニイサン氏之が會長となり、種々の計畫を立て、其勢力は漸

次 淵 漫 せ る も の 如 し。 去 れ ば 日 曜 休 業 の 制 度 が 各 國 工 場 法 に 於 て、 各 種 の 職 工 を 包 括 す る の 日 は 蓋 し 遠 き に 非 ざ る べ し。  
 余 は 茲 に 各 種 の 職 工 と 日 曜 休 業 の 關 係 に 就 き、 各 國 に 於 け る 實 例 を 掲 げ ん。

匈 牙 利	西 班 牙	露 西 亞	那 威	瑞 典	丁 抹	以 太 利	獨 逸	佛 蘭 西	英 吉 利	幼 年 工	少 年 工	成 年 女 工	成 年 男 工
日 曜 日	無 制 限	日 曜 日	日 曜 日	日 曜 日	日 曜 日	無 制 限	日 曜 日	每 週 一 日	日 曜 日	日 曜 日	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	無 制 限	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上	無 制 限	同 上	同 上	同 上	同 上	無 制 限	無 制 限	無 制 限	無 制 限	同 上

定 期 休 業 日 の 規 定 も、 亦 各 國 の 法 律 に 於 て、 多 少 の 特 例 を 認 め た り。  
 此 特 例 に は、 臨 時 の 性 質 を 有 せ る も の と、 永 久 の 性 質 を 有 せ る も の と の 區 別 あり。 臨 時 の 特 例 は、 勞 働 時 間 及 び 徹 夜 業 に 關 す る も の と 大 差 な し。 永 久 の 特 例 に 就 て は、 繼 續 せ る 火 力 を 用 ゆ る 所 の 工 業、 及 び 消 費 者 の 必 要 の 爲 め に 日 々 間 斷 な く 生 産 を な す の 必 要 有 る 工 業、 例 へ ば 食 物 製 造 業 の 如 き も の に 對 し、 之 を 許 可 せ る 乃 り。

第 七 一 賃 銀 の 支 拂

奧 太 利	白 耳 發	和 蘭	瑞 西	印 度	幼 少 年 工	成 年 女 工	成 年 男 工
日 曜 日	每 週 一 日	日 曜 日	日 曜 日	日 曜 日	同 上	無 制 限	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	無 制 限	同 上	同 上	無 制 限	同 上



職工の賃銀は、其生産力の多寡及び労働の需要供給の關係等經濟自然の理法に依つて定まるものなり。法律を以て之に干渉するは實に至難の業に屬せり、近時露西亞に於て、工場法の改正をなすに際し、當局者の間に法律を以て賃銀の最低限度を定むるの議を立てたる者あるも、未だ實行の緒に就かず、從來露西亞には賃銀の増減に關する一種の法律あり、一八八六年の法律是なり。其要旨を按ずるに、工業主は不定期の雇傭關係に於ては、二週間前に豫告をなし、又定期の雇傭關係に於ては、期間満了の時に非ざれば賃銀の減額をなす可らず、職工も亦此條件に依るに非ざれば、賃銀増加の請求をなす可らず。此規定たる、稍々賃銀の昂低に干渉したるもの、如し。然れども賃銀額其物に就ては、之を當事者双方の意思に放任し、契約の自由を妨ぐるることなし。

法律に依つて賃銀の程度を定むるの制度は、只濠洲の若干の州に於

て之を見るのみ、ニュージーランド州にては、一八九九年法律を以て十八歳以下の職工に對し、最低賃銀を定めたり。即ち男工に就ては、毎週五志とし、女工に就ては、毎週四志とせり。ウィクトリア州にては、賃銀に關し、弊害の顯著なる若干の工業を指定し、此種類の工業に於ける賃銀額を公定する爲めに、特に賃銀公定局を設けたり。一九〇〇年改正法に於て此法律を適用すべき工業の種類を増加し、上下兩院の一が必要なりと議決したるときは、奈何なる工業にも之を適用するを得ることとせり。要するに、賃銀の實質、高低に關して之を工場法の内容となし、法律の干渉を加へたる事例甚だ少なし。然れども賃銀の支拂方法に關しては、各國工場法に於て、之が規定を存せざるものは殆んど之なし。殊に英吉利、白耳義、露西亞の諸國にては、之を以て特別法となし、詳密なる規定をなせるを見る。余は茲に、是等諸國の法律に就き、賃銀の支拂

方法に關する規定を概括叙述せん。

賃銀は通貨を以て支拂はざる可らず。其他の物品を以てなしたる支拂は凡て無効とす。所謂實物賃銀支拂方法を禁止することは各國法律の通例たり。顧ふに、實物を以て賃銀を支拂ふの慣習は、其の由つて來ること遠く、今に至つては假令、一般の事實に非ざるも、工業の種類に依つては、尙ほ其痕跡を存し、其弊害や顯著なるものあり。工業主は普通の市價に依つて粗悪なる物品を供給するか、或は妄りに其價格を昂上して、之を職工に強賣する等の事情の爲めに、物品の販賣に依つて多少の利益を得、間接に賃銀を低減することあり。此場合に於て、職工は其實狀を詳にするに由なく、知らず識らず、工業主の欺瞞する所となるを免れず。假令、之を明にするも彼等の地位境遇は、之を匡正する能はざるは、亦已むを得ざることと云ふべし。是を以て、實物賃銀支拂方

法は、常に工業主が職工を壓抑するの利器に供せられ、其弊に堪へざりしかば、各國に於て苟も意を社會改良に留むる者は、政府の權力を以て之を禁止するの必要を感じ、終に之を工場法の規定に包含せしむるに至れり。而して其先鞭を着けたるものを英吉利となす、一八三一年實物賃銀支拂條例即ち是なり。是より以後、各國の法律は、之に關し必要の規定を設け、此弊風を艾除するに汲々たるを見る。

實物賃銀支拂の禁止に關して、各國とも若干の特例を認めたり。即ち家屋土地の使用の如きは、慈善なる工業主は由つて以て職工の利益を圖るべきものたり。之に對する報酬を賃銀に合算せしむるを許すは、社會政策上洵に必要な事なりとす。又是等の物品は、他の衣食等の物品と其性質を異にし、其報酬價格に就きて工業主の欺瞞を逞ふする能はざるものたるを以て、之を特例となすも弊害の憂ふべきもの少な

かるべし。白耳義には、一八八七年制定に係る賃銀の支拂、差押、讓與に關する法律あり。此法律には、其第二條に各種の特殊物件を列記し、其代價及び使用料は賃銀と差引計算をなすことを許せり。

(一) 住家

(二) 土地

(三) 勞働に必要な器具器械類

(四) 勞働に必要な原料にして、使用の後、或は約束の條件に依り、之を備主に引渡すべき物件

(五) 職工服の制を設けたる處に在つては其制服

各國の法律は、賃銀支拂の場所を制限したるもの多し。即ち酒舖、飲食店、物品販賣所等に於て、賃銀の支拂をなすことを禁止せることはなかり。是れ工業主が是等の營業者と連絡を通じ、不當の利益を貪るの弊

なからしむるの趣旨に基けるものにして、實物賃銀支拂に對する監督を周密ならしむる爲めには、必要缺く可らざることなりとす。

賃銀支拂の期日に關して、法律の干渉を要する場合少なしとせず、若し之を自由に放任せんか、工業主は自己の便利を圖り、職工に不利を醸すことあるべし。殊に小資本家にして、而も市況の盛衰劇甚なる工業に従事せる者に在つては、賃銀支拂の長期に涉ることは、職工の爲に不測の損害を來たすこと屢々なりとす。是を以て歐洲各國の工場法中、之に關する規定を設けたる處あり、露西亞、白耳義の如し。先に掲げたる白耳義の法律第五條に曰く、五フラン以下の賃銀は毎月二回以上に支拂ふべし、各支拂期日の間斷は十六日を過ぐることを得ず、自宅にて勞働をなせる場合若しくは賃業給に依り勞働をなせる場合には賃銀の支拂は其の全部たると一部たるとを問はず、毎月一回以上なるを要

すと。又露西亞の一八八六年賃銀に關する法律に於て左の規定あり、曰く、賃銀支拂期日は一ヶ月以上の定期雇傭契約なるときは、毎月一回以上とし、又不定期雇傭契約なるときは毎月二回以上なるを要すと。又前貸金、保證金等に就き、之を賃銀より控除し得べき場合を制限せる處あり。白耳義の法律に依れば、賃銀より控除し得べき前貸金は、賃銀額の五分の一なることを要し、露西亞の法律に依れば、前貸金の利子及び雇傭契約の保障たるべき金は、凡て賃銀中より控除す可らざるものとせり。

#### 第八 執業規則

職工の雇傭契約に於て、明文を以て約束せる條項を定むる場合は甚だしく、只勞働時間及び賃銀等重要なる事項に就きてのみ契約に明示し、其他は總て工場主が任意に定むる所の執業規則を遵守するを以て

一般の事例となす。是故に執業規則は雇傭契約の實質を具ふるものなり。今雇傭契約に關する監督をなさんと欲せば、須らく執業規則に關する監督をなすべし。歐洲各國の工場法に於て、執業規則に對し相當の監督をなせるは此理由に基けり。或は之が内容たるべき事項を定めたるあり、或は之が届出認可の手續を定めたるあり、或は之を工場内に掲示し、職工をして之を知らしむるの義務を工場主に負はしめたるあり。各國の法律其趣を異にせり。茲に白耳義の執業規則に關する法律の要領を摘録せん。

第二條、執業規則には業務の性質に應じ相當の範圍に於て左の規定を設けざるべからず。

- (一) 始業終業の時刻、休憩時間、定期休業日
- (二) 賃銀支拂の方法、即ち時間給、日給、賃業給、請負給等に關すること。

- (三) 賃業給、請負給の場合には算定及び監査に關する方法
- (四) 賃銀支拂期日

第三條 執業規則には特定の業務に於ては左の規定を設けざるべからず。

- (一) 工場監督者の權限及び職工が工場監督者の處置に對し不平ある場合に申立つべき方法
- (二) 賃銀の前貸差引等に關すること
- (三) 雇傭契約解除の豫告期間、及豫告なくして解除を爲し得べき場合
- (四) 懲罰、罰金の制を設けたる所に在つて懲罰の種類及び罰金の最高額、罰金の使用方法

因に云ふ、獨逸工場法に於ては、工場規則は各工場にて職工の代表者を以て組織せられたる職工委員會に諮詢するに非ざれば之を改正増

補するを得ずとの條項あり。是れ雇傭契約の實質を備ふる所の工場規則の變更に際し、工場主の專横を抑制するの一方法たるを得べし。

### 第九 職 工 證

歐洲各國の工場法を按ずるに、職工證の制を設けたるもの多し。是れ職工の身分を證明し、工場監督を容易ならしむると同時に、雇傭契約の鞏固を圖るの目的に出づなり。然れども、其適用の範圍は幼少年工に限り、成年工に對して之を適用せるものは未だ之を見ず。之に關する規定は、國に依り多少其趣を異にすることなきに非らざるも、概略左の如し。

幼少年工が工場の職工たらんと欲するときは、特定の官署に就て職工證を請求せざる可らず。此官署は或は市町村役場なるあり、或は警察署なるあり、而して是等の官署は原籍地たる處あり、或は工場處在地

たる處あり。以太利の如く、職工證の交付は官署之をなさずして、同業組合に一任せるものは、偶々以て一異例なりとす。職工證には、職工の氏名、年齢、住所、出生地及び父母後見人の氏名住所を記載するを要す。此證明書は無手数料にて之を交付すべきものなり。職工は之を受取りて、後工場に赴き、工場主と雇傭契約を取結び、工場主をして雇入期日、雇傭期間及び自己の執るべき業務の種類等を記入せしめ、之を工場主に預け置くものとす。而して満期解雇の際、工場主は解雇の時日を記入して、之を職工に返還するなり。職工は之を受取りて、更に他の工場に雇入れらるゝとき、同一の手續をなすものとす。職工は此證明書を所持するに非ざれば、工場に雇入れらるゝことを得ざると同時に、工場主は之を有せざる職工を傭使するを得ず。職工と工場主とに對して職工證を強行するは、各國の法律其揆を一にせり。工場主が職工證に

記入をなすに當り、法律の規定せる事項の外、何等の記入をなすことを得ず。標號を記入して暗に其職工の性行を示し、同業者に注意を與ふる等、凡て職工の不利益となるべき事項を記入するが如きは固より其禁ずる所なり。工場主は工場監督官の求めに應じて、何時にても之を提供せざる可らず、是れ工場監督官の必要に基けるものなり。

職工證の方式及び手續は右述ぶる所の如し。此證明書の目的とする所二種あり、曰く職工の身分、經歷を證明すること、曰く雇傭契約を確固にすることはなり。

職工の身分、經歷を證明するに就き、職工證の有効なることは固より疑を容れざる所なり。即ち職工證には、先に述べたるが如く、身分に關して詳細なる記入をなすが故に、職工自身は到底これを詐るの餘地なかるべく、工場主も亦之を知らずと云ふの理由なし。是に於て乎職工

證は工場監督官が其職務を執行するに就て、至大の便宜を與ふるものたり。即ち夫の職工年齢の區別により生ずる所の勞働條件に關する種々の制限に就きて工場監督官は職工證に基きて職工の身分を明にし容易に適法の處分をなすことを得べし。今若し此證明書なしとせんか、工場監督官は職工の身分年齢等を知るの方法を有せざるが爲め、迅速に其職務を執行する能はざるべし。果して然らば職工證は工場監督上の一方法たりと云はざる可らず、且夫れ職工が工場を轉ずる毎に工場主が雇傭期間及び執業の種類等に就き職工證に記入をなすことは職工に對しては其技術上の經歷を證明するの手段となり、新なる工場主に對しては其技術に關する正當の判斷をなすの方法となり、従つて雇傭の手續を容易ならしめ、失業の機會を減少するの効あり、是れ社會改良策として洵に稱揚すべきものに非ざるか。

職工證は雇傭契約を確固にするの力あり、抑も職工證は雇傭期間中工場主をして之を保管せしむること、及び工場主は職工證を有せざる職工を傭用する能はざることとは先に述ぶる所の如し。是故に職工は雇傭期間中、正當の事由なくして妄りに工場を轉ずること能はず、従つて職工争奪の弊害を防止し、勤続期間を長くすることを得べし。願ふに職工が頻りに工場を轉々することは、成年者に在つては之を以て彼等の自由意志に放任するを以て利となす。奈何となれば彼等は已に將來の利害を判斷するの能力を具ふればなり。然りと雖も、幼少年工に至つては、一たび此弊風の犯す所とならんか其思慮は遠く將來に及ばず、爲めに一身を誤るに至るの憂あり。加之、幼少年工は技術教習の必要あり、之を職工と云はんよりは、寧ろ徒弟と云ふべき場合、少なしとせず、此時期に於て屢々工場を轉々することは、精巧なる技術を熟得す

る所以に非らず。是れ管に職工の不利益なるのみならず、工業技術の發達を阻害するものと云ふべし。或は曰く幼少年工は法律の保護を要する場合多し然るに職工證を以て之を檢束し、強ひて工場主と雇傭關係を繼續せしめんか、工場主にて慈善家たる場合には毫も弊害なきのみならず、却つて利を收むること多かるべきも、殘忍酷薄なる工場主に在つては、職工證の制は偶々此の憫れむべき幼少年工を驅つて恐るべき陷穽中に投ずるものに非らずして何ぞやと。斯言や一半の眞理を含めり。此種の弊害は余も亦之を認むるに躊躇せず、然りと雖も、單に此事情の爲めに職工證の利益を没却し、全然之を排斥するは非なり。職工が工場主の虐待酷遇に堪へず、之が爲めに工場を轉ずるは、正當の理由に基きて雇傭契約を解除するものなり。職工證は此場合に於て毫も職工の自由を拘束することなし。且又職工證に伴ふ所の弊害に

就きては、之を防止する自ら其方法なきに非らず。夫の標號を以て職工に不利益なる記入をなすを禁ぜるが如き、亦以て其一例となすに足らん。要之、職工證を以て雇傭關係を確固にすることは多少の弊害之に伴隨するを免れずとするも、之を大體より觀察するときは、社會改良上必要の制度なりと云はざるを得ず。

近時獨逸に於て職工證を以て管に幼少年工に對するのみならず、更に進んで各種の職工に適用せんとするの議を立つる者あり。工場主の間には多數の賛成者あり、各地商工會議所は頻りに之に關する決議をなし、議會の問題となりたることも亦之ありき。去れど此議や勞働者の方面より激烈なる反對を受け、又社會改良家の多數之に反對し、到底實行の見込なし。抑も職工證を成年職工に適用するは社會政策上何等の理由なきのみならず、却て顯著なる害惡の原因たるものなり。



職工證は本來の性質として職工の自由を拘束し、其利益を害するものたるに關らず、幼少年工に對し之を適用する所以のものは、他なし、先に述ぶる所の特別の事情あるが爲めのみ。然るに是等の必要存せざる成年職工に對して、之を適用せんとするは何の理由に依るか、余は之を知るに苦むなり。或は曰く、雇傭契約を確固にし、勤続期間を延長することは一國工業の進歩の爲めに最も必要なる事とす。職工證は實に此必要を充足するものなり。之を適用するに當つて、安んぞ年齢の奈何を問ふを須たんやと。余の見る所に依れば、雇傭契約を確固にし、勤続年限を延長する方法として、職工證の必要なることは、只幼少年工に於て然りとす。成年職工に在つては、假令職工證の力を藉らざるも、此の目的を達すること敢て難しとせず。今若し工場主にして成るべく、労働條件を寛大にし、適當の範圍に於て賃銀の増加をなし加ふるに

懇切なる待遇を以てせば、職工は何を苦んでか工場を轉々することをなさんや。然るに工場主は自己の掌中に在る手段方法は、措いて之を顧みず、妄りに法律の力を藉つて之を職工に強ひんとするは、洵に不當の要求なりと云はざる可らず。

第十 危害の豫防

余は先に工場法の目的に就き、労働條件に關する監督と、工場設備に關する監督の二種あることを述べたり。工場法の内容として、已に列擧せる事項は労働條件に關するものなり。茲に工場設備に關する監督の方法に就て述ぶる所あらん。

各國工場法に於て、危害豫防の規定は、只大體の準則を定め、詳細なる取締は之を命令に譲るを以て立法の通則とせり。是れ此種の監督は工業の種類性質に應じて其方法を異にせざる可らず、又各個の場合に

於て特別の處分をなすの必要あるに依る。抑も危害豫防の事たる職工保護の爲めに重要な關係を有せること固より争ふべからざる所なるも、こは技術の問題に屬するを以て、余輩の喙を容るべきものにあらず。去れば余は茲に各國工場法中より之に關する規定を抄録し由つて以て危害豫防の何ものたるかを示さんと欲す。

佛蘭西工場法第十四條に曰く、本法第一條の造營物及び之に附屬せる建物は、常に清潔にして適當なる明取、通風の設備を爲し、衛生及び保安の爲めに必要な事情を具備すべし。原力を用ゆる器具を備ふる所の工場に於ては車輪、帶革、觸接部等にして危害の憂あるものは、職工をして妄に之に近寄らしめざるの設備を爲すべし。井戸、土窖、階段の降口には圍障を設くるを要す。

獨逸工業法、甲第二百二十條に曰く、工業主は事業の性質が許す限り執

業場の設備機械及び器具等の排列に就いて職工の生命健康に危害を來たさざることを努むべし。工場に充分の日光を入れ、空氣を流通し、執業の際生ずる塵埃を掃除し、烟及び瓦斯の室内に入るを防ぎ、是等のものより生ずる害惡を防止することを注意すべし。機械の全部若くは部分に接觸するより起る危害及執業場或は職業の性質より生ずる危害並に火災より生ずる危害に對し、職工を保護する爲めに必要な設備を爲すを要す。工業主は執業の整理及び職工の行爲に關し、危害豫防に必要な規則を設くることを要す。

奧地利工業法第七十四條に曰く、工場主は自己の費用を以て工場的设计、機械、器具の排列整理に關し、及其他業務或は工場組織に基き、職工の生命健康を保護する爲め必要な設備をなすべし。工場主は機械器具の全部、或は一部、例へば節動輪、傳導機、車軸、架起重器、大槽、釜等に

は圍繞を施す等、職工執業の際危害の發生を豫防するの設備を爲すべし。工場主は事業の程度に應じ、工場に通風を善くし、照明を便にし、清潔を保つべし。化學工業に關しては職工衛生の爲めに特別の設備をなすを要す。

**工場法と國際法律** 余は本章を了ふるに當り、歐洲各國の工場法の前途に横はる所の最も重要な現象を記述せんと欲す。是れ他なし、工場法を以て國際法律となし、各國政府をして國際條約に依て均一なる規定を設けしむるの計畫是なり。此事たる工場法の進歩改良の爲めに洵に急要なりとす。蓋し、工場法の規定に就き、各國の間に著しき等差を存するときは、最も進歩せる法律を設けたる國は、然らざる國に對し、國際貿易の關係に於て、一時は不利益の地位に立たざるを得ず、從つて工場法の進歩は、常に資本家の反對する所となるを免れず。

今若し、各國の間均一なる規定を設くること、ならば、敢て是の如き弊害を醸すの憂なく、職工の保護は次第に其度を高むることを得べし。然るに各國其風土民情を異にせるのみならず、産業の状態も亦其趣を一にせざるが爲めに、此計畫は容易に實行の緒に就かざるなり。一八九一年獨逸皇帝は此目的の爲めに列國會議を開き、各國の代表者を召集せり。之に賛同せる諸國は、埃匈國、英吉利、佛蘭西、以太利、瑞西、白耳義、和蘭、葡萄牙、瑞典、那威、丁抹、西班牙、ルクサンブルグ等なり。此會議の決議は、只各國の立法者に向つて列國會議の冀望を述ぶるに止まり、直に之を以て國際條約の實質となし、強行の力を有せしむること能はざりき。其決議の大要左の如し、

(一) 幼年工の勞働に關する制限、

一定の年齢以下の幼者の勞働を禁止すること、此年齢は歐洲南部の諸

國に在つては十歳とし其他の諸國に在つて十二歳とすべし。此年齢の制限は工業の種類に關らざるものとす。

幼年工に對しては普通教育の完了を阻害せざることを要す、十四歳以下の幼年工に對しては徹夜業及び日曜日の勞働を禁止すべし。

幼年工の勞働時間の制限は六時間とす、而して三十分間の休憩を以て之を中斷すべし。

幼年工は特に衛生に害あるか、若しくは、危険の虞ある業務を執らしむ可らず、但し特定の條件に依り、之を許可することを得。

(二) 少年工の勞働に關する制限、

十四歳乃至十六歳の少年工に對しては徹夜業及び日曜日の勞働を禁止すべし。

少年工の勞働時間の制限は十時間とす、而して合計一時間半の休憩を

以て數回中斷すべし。

特に衛生に害あり、若しくは危険の虞ある業務に就ては特定の條件に依り之を許すべし。

十六歳乃至十八歳の男子に對しては必要に應じ是等の事項に關し相當の保護をなすべし。

(三) 成年女工の勞働に關する制限、

十六歳以上の成年女工の徹夜業を禁止すること。

勞働時間の制限は十一時間とし合計一時間半の休憩を以て數回中斷すべし。

特に衛生に害あり、若しくは危険の虞ある業務に就ては特定の條件に依り之を許すべし。

分娩後四週間を経過するに非ざれば勞働をなさしむ可らず。

第二回列國工場法會議は瑞西政府の主權に依りベルン市に開かれ  
たり、之に賛同せる諸國は第一回に於けると略同一なりき。議題は女  
工に對し徹夜業を禁止すること、及び燐寸の製造に黄燐を用ゆること  
を禁ずるの二件なり、其決議の要旨左の如し。

(一) 女工の徹夜業禁止に關する決議

職工十人以上を傭使せる凡ての工場に於て女工の徹夜業は凡て之を  
禁止すること。

徹夜業は午後十時乃至翌日午前五時の時間を包含したる十一時間繼  
續せる執業方法を云ふ。但し新たに成年女工に對し徹夜業の禁止を  
なす國に於ては此時間を十時間に短縮することを得。

徹夜業の禁止に就ては事業の性質に依り或は臨時の場合に於て適當  
なる特例を設くることを得。

(二) 燐寸製造に關する決議

一九一一年一月一日以後、黄燐を使用せる燐寸の製造、輸入、販賣を禁止  
すること。

但し此決議は日本政府の賛同を俟つて其効力を生ずるものとす。

是等の決議に關し賛同せる諸國は之に基き、條約の締結をなすべき  
ものとし、其期間は一九〇七年十二月三十一日迄とせり。已に此趣旨  
に基きて條約を締結せる國若干あり、憾むらくは黄燐燐寸に關する決  
議は日本政府の賛同なかりしを以て自ら消滅に歸したり。

### 第三章 工場監督實施の方法

#### 第一 法律適用の範圍

工場法を實施するに當つては、先づ其適用の範圍を定めざるべからず、此事や至難の問題に屬し、各國立法者の常に苦心焦慮する所なりとす。蓋し適用の範圍廣きに過ぎ、自家製造の如き小規模の工業をも網羅せしめんか、法律の執行は周密を缺ぐの憂あり。奈何に監督の機關を擴張するも徒法空文となる事項も亦少なきに非ざるべし。之に反して、適用の範圍狭きに失せんか、大工場のみ之が爲めに羈束せられ、小工場は之が範圍外に逸することゝなるべし。而して工場生活の弊害を匡正するに就き、彼に周うして是に疎なるは工場法制定の目的に適合せざるべし。加之、此種の立法は、或は工場の規模を縮小せしめ、延い

て工業の發達を阻害するの結果を生ずることも亦之なしとせず。由是觀之、適當なる程度に於て、適用の範圍を定むるは立法上、洵に緊切の事なりとす。

工業の種類に依つて適用の範圍を定め、特に弊害の顯著なるものに就き、工場法を適用する方法は、已に過去の歴史に屬し、現今に於ては殆んど其跡を絶てり。英吉利工場法の沿革を按ずるに、先づ紡織工業に就いて法律を制定し、次ぎに紡織以外の工業に及ぼし、更らに進んで手工場を包括し、工業の種類に依り、必要に應じ、單行法として漸次制定せられたり。然れども一八七八年には、是等の諸法律を總合して單一の工場法となし、只工業の種類に依つて多少其規定を異にすることゝせり。是より以後、英國工場法は渾然たる一篇の法律となれり。露西亞の工場法に就いて、婦女、未成年者に對し徹夜業を禁じたる一八八二

年の法律は、特種の工業を以て其適用の範圍となしたるあり。然れども是れ法律の性質上自ら然らざるを得ざるものたり。奈何となれば徹夜業は一般の工業に於て行はるゝものたらざると同時に之を禁止するに就ては幾多の特例を設けざる可らざればなり。顧ふに工業の種類に依りて、適用の範圍を定むるは、特別の場合を除くときは全く無意義のことたり。労働者の被むるべき工場生活の弊害たる工業の種類に依つて、其程度を異にするも、工場の組織に伴つて必ず起るべき事實たり。去れば之に關する監督を施すに當つては、宜しく各種の工業を通じて、一般の規定を設け、而して其細目に就き工業の種類に應じて、特別の規定を設くべし。夫の英吉利の如きは工業革新の初期に制定せられたる工場法なるを以て、是の如き變態の方法を執れるなり。工場組織の次第に發展し、各種の工業に波及せる現今に於て、此方法に

依らんか、工場監督は其弊に堪へざるものあるや固より疑を容れず。現今歐洲各國の工場法を按ずるに、工業の組織に基きて適用の範圍を定むるを以て一般の事實となす。今工業の組織に依る工場分類を擧げんに、曰く器械的工場、即ち原力を使用する所の工場、曰く手工的工場、即ち原力を用ゐず、只職工の手技にのみ依る所の工場、曰く自家製造、即ち前二種の工場の如くに雇傭關係に基ける労働者なく、又特に工場を設くることなく、只自己の住宅に於て家族若くは二三の徒弟と共に業を執る所のもの是なり。器械的工場は工業革新の産物にして、其特徴は明確なるが故に、之を以て適用範圍の中樞となせることは各國の立法自ら其揆を一にせり。然りと雖も、手工的工場なるものは舊時より存在せる所の工業組織にして、或は數百の職工を傭使せる大工場あるも、其小なるものは職工數僅かに數人に止まり、自家製造と其畛域を

立つる能はざる場合なしとせず。是故に奈何なる程度の手工的工場を以て適用範囲に包含せしむべきやの問題は、各國の法律に於て區々定まる所なきが如し。或は傭使せる職工の員數に基き一定の標準を立てたるものあり、例へば職工十人以上を傭使せる工場を以て適用の範囲となすが如し。或は之に關する標準は行政官の意志に一任し職工の員數工業の種類、工場規模、營業の方法等各種の事情を商量して適用の範囲を定むるものあり。瑞西、以太利、白耳義、和蘭、ブルガリヤは第一の方法に依れるも其他の諸國は第二の方法に依れり。是れ此事たる劃一の標準に依るときは輕重宜しきを失ひ、爲めに職工保護の目的を達するに由なし、寧ろ之を以て行政官の臨機の處分に委するに如かざるべしとの理由に基けるならん。

自家製造に關しては、英吉利、瑞西に於ては、之を適用の範囲に包含せ

じめたり。佛蘭西に於ては原則として之を除外し原力を使用せるか或は其工業が危險有害の性質を帯びたる場合に於てのみ只危害豫防の規定を適用することとせり。其他の諸國に於ては之に干渉せざるを通例とす。

歐洲各國の工場法は、概して工業の種類に依らず、其組織の奈何に依つて其適用の範囲を定むることは、右述ぶる所の如し。獨逸工場法は此の點に於て一異例を示せり、即ち法律に於て適用の範囲を示すに當り、毫も工業の種類及び組織を顧みることなく、只本法は之を工場に適用すべしとの簡單なる規定を存せるのみ、而して工場の意義に就きては之を工場監督官の解釋に一任せり、工場主にして之に不服あるときは、裁判所に訴へ裁判官の判決に依るものとす。顧ふに此制たる法律を活用するが爲めには至當の方法たりと雖も、行政專横の弊も亦之な



しと云ふことを得ず。又行政官も往々法文の解釋に困難を感ずる場合あり、工場監督官の年報中、之に關する法文の不備を訴ふるもの少なしとせず。

工場法適用の範圍に就き、嘗に之を私業たる工場に止まらしめず官業工場にも亦之を及ぼすべきや否やの問題あり、之に關する各國の實例區々に分れたり。獨逸に於ては、法律に於て官業工場は之を除外し、而して改正工場法の發布と共に、皇帝は詔勅を發して官業工場の主任者に向つて立法の精神に基き、工場管理職工の保護をなし、由つて以て模範を天下に示すべきことを命令せり。是れ社會問題上賞揚すべき處置なりと云はざるを得ず。又之に關する佛蘭西に於ける沿革は、以て參考に資するに足るものあり。該國現行工場法に於ては、本法の規定を官業工場に適用するの明文あるも、一八七四年、法律には此明文

なかりしが故に官業工場が屢々違法の事をなせしとありき。一八七六年、商工大臣は、高等勞働會議の決議に基き、官業工場に本法を適用するの命令を發せり、而して之が監督方法に就き、工場監督官の權限に屬すべきや、將た各工場の主任者に一任すべきやの問題起りしとき、軍務大臣の如きは、工場監督官が軍器を製造せる工場に入るを許すときは、秘密漏洩の憂ありとの論據に依つて、熱心に後者の説を主張したり。一八九二年、現行法律の制定せらるゝや、此問題は決定せられ、官業工場も亦私業工場と均しく、工場監督官の監督を受くるとなれり。

工場法適用の範圍は、工業を以て主要なるものとす、去れど各種の業務に就き、其性質は純然たる工業に非ざるも、雇傭關係及其他の事情に於て、殆ど工業に異ならず、政府の保護監督を要するものあり、此種の業務を以て工場法適用の範圍に屬せしむるは、各國の法律に於て屢々見

る所の事例なりとす。此種の業務の重なるものを擧げんか、鑛山、採石場、鹽鑛場、建築業、洗濯場、波止場、船渠、海陸運輸業等の如し。去れど此種の業務に對しては特別法を以て規定したる處もあり、或は工場法の一部を適用せる處もあり、各國の間大に其趣を異にせるを見る。

第二 工場監督の地域

工場法を實施するに當つては國內を幾多の監督區に分ち各監督官の擔当地域を定むることは最も急要なる事に屬せり。今各國の實例に徴し監督地域を分つの標準を按ずるに大略左の如し。

(一) 工場の地方的分配の状態を見るを要す。即ち工場の密集せる地方に在つては其然らざる地方に比すれば、監督區は稍々狹隘なる地域に分たるゝを常とす。例へば英國に於て、愛蘭は之を二區に分ち、蘇格蘭は之を四區に分ちたるに關らず、ランカスシャーヤ、ヨークシャーヤの

二州に就ては十餘の監督區を存せるが如し。此標準や工場監督の爲め最も注意すべきものたり。若し之を忽にせんか、法律の實施は到底周密なること能はず、加之、地方に依つて寛嚴の別を生じ、其結果愛ふべきものあるや必せり。

(二) 行政區劃も亦監督區を定むるの一標準たらざる可らず、蓋し工場監督官は獨立の機關にして普通行政事務と密接の關係を有せざるも調査の材料を蒐集し、工場設備労働者の状態を討究する等の事に就き、地方行政官廳の力を藉るの必要あり、加之、工場を臨檢し犯罪を告發する場合に於ては、警察官の補助を求めざる可らず。其他工場規則の認可、特別の許可等諸種の事項に關して、地方行政官廳をして其事務を取扱はしむるを以て便となすこと多し。是等の事情に基き歐洲各國の工場法に於て、行政區劃を以て直ちに工場監督區に充てたるもの少

しとせず、英國の如き行政區劃の統一を缺ける所に在つては、此事實を認めざるも、佛蘭西、獨逸、瑞西等に在つては、工場監督區と行政區劃と互に相關聯せるを見て之を知るべし。

(三) 地理上の關係は亦之を參考するを要す。顧ふに工場經營の方法は地方の地理上の關係に依て稍々其趣を異にせり、執業時間等の事實に於て殊に其然るを見る。又職工の生活氣風等が各地方同一ならざること一般の認むる所なり。是故に工場監督官をして法律の執行を地方の實際に適應せしむるが爲めには、地理上の關係に基きて監督區を分つする必要あり。且夫れ工場監督官が工場を臨檢するに就き、其効果を全からしめんと欲せば、善く地理上の關係を明にし、各區面積の廣狹を考量すると同時に交通の便否を思はざる可らず、近時各國交通機關の中樞たる鐵道の延長の如きは殊に注意すべきことなりとす。

歐洲に於て工場監督の制度最も整齊せりと稱せらるゝ所に在つては、監督區を大小二種に分つを常とす。即ち英佛獨の諸國にては先づ全國を若干の監督大區に分ち、更に之を若干の監督小區に細分し、而して監督大區の監督官は監督小區の監督官を統率することとせり。顧ふに監督區を二種に分つことは小國に在つては或は其必要なかるべしと雖も、大國に在つては此方法に依るに非ざれば工場監督の系統を完うすること能はざるべし。余は是より工場監督の地域及び工場職工數に就き各國の實況を述べん。

英吉利にては監督大區の數は四にして監督小區の數は三十九なり、第一小區乃至第八小區、第九小區乃至第十九小區、第二十小區乃至第三十小區、第三十一小區、第三十九小區に各々の監督大區を設けたり。此他殊に綿布工場に關する監督區は大小各々一を存せり、監督大區の

官署は倫敦、リトヅ、バリーミングハム、グラスゴ、及びマンチェスター(綿布工場監督區)にあり。

工場法適用の範圍に屬せる工場數は、一八九六年工場監督官報告に依れば左の如し。

工場の種類	工場數	職工數
紡績工場	七、八七五	一、〇七五、七五一
紡績以外の工場	六四、七〇九	二、四八〇、一一九
手工的工場	七一、四二四	五四七、六一五
計	一四四、〇〇八	四、一〇三、四八五

因に云ふ本表には工場法適用の範圍に屬せる自家工場は之を除外したり。

佛蘭西に於ては監督大區の數は十一にして、監督小區の數は五十一とす、小區の地域は行政區劃に基き縣(Département)の區域と同一なるを以て通則とす。

今一八九四年工場監督官報告に依り、工場法適用の範圍に屬せる工場及び職工數の概算を擧げんか。

工場數	職工數
二六七、九〇六	二、四五四、九四三

又備使せる職工數に依つて工場を分類せんか左の如し。

備使せる職工數	工場數
十人以下	二三一、三二三
十一人乃至二十人	一七、六一六
二十一人乃至五十人	一一、〇七一
五十一人乃至百人	四、三九二
百一人乃至二百人	二、〇六八
二百一人乃至五百人	一、一一三
五百人以上	三三三

獨逸に於ける工場監督の制度は各聯邦の間に多少の差異あり、是れ

帝國政府が之に關して劃一の制度を設けず、各聯邦の權限に委任したるに依るなり。是故に余は茲に主として普魯西の制度に就て述ぶる所あるべく、其他の聯邦に就ては隨時之に及ぶべし。

普魯西に於ける監督大區の數は二十七にして、監督小區の數は九十二とす。多くは行政區域に基き、州 (Provinz) 縣 (Bezirk) を以て標準となせり。其他の聯邦に於ては監督區に大小の區別なく、只全邦を若干の監督地域に分てり、監督區の數は左の如し。

バイエルン	七
ザクセン	一三
ウルトンベルク	七
バーデン	一
其他諸聯邦	二一
計	七六

獨逸に於て、工場法適用の範圍に屬せる工場數は未だ精確なる調査報告に接せず。是れ該國の工場法にて適用の範圍を定むること明瞭ならず、監督官の認定に依る場合多きが故に、豫め之を算出するの難きに依るならん。

今試みに一八九五年統計調査に基き職工六人以上を備使せる工場に關するものを抄録せん。

工場數	一五七、四〇〇
職工數	四、八〇九、三七八
右に就て器械的工場と手工的工場との比例左の如し。	
器械的工場	一二七、六五〇
手工的工場	二九、七五〇

又備使せる職工數に依つて、全體の工場數及び職工數を分類すれば、左の如し。

備せざる職工  
 六人乃至十人  
 十一人乃至五十人  
 五十一人乃至二百人  
 二百一人乃至千人  
 千人以上

工場数  
 七七、八七六  
 六一、五八三  
 一四、七二六  
 二、九六七  
 二四八

職工数  
 五七二、四八二  
 一、三二九、五六七  
 一、三六二、八〇五  
 一、一四、二三八  
 四三〇、二八六

埃太利に於ては一區制を採り、監督區に大小の別なし、而して監督區の数は十五とす、今一八九一年の調査に基き、工場法適用の範圍に屬せる工場數及び職工數を擧げんか。

工場数 五七五、八一  
 職工数 一、五三一、三九四

瑞西に於ては亦一區制を採り、而して特定の事項に關しては、各聯邦政府に委任したるも、各聯邦には特に工場監督官なるものを置かざるを常とす。監督區の数は三にして其官署はチューリッヒ、ベルン、及びジュ

ネロブに在り。今一八九一年の調査に依り各監督區の工場數及び職工數を擧げん。

	工場数	職工数
第一區	一、八三〇	七四、一〇四
第二區	八二六	二九、四一二
第三區	一、七一一	七二、二七六
計	四、三六七	一七五、七九二

第三 工場監督官の組織

現今歐洲各國に於て工場法實施の爲めに特に工場監督官なるものを置くを常とす、然れども此制や偶然に起りしに非ず、各國に於て幾多の變遷を經、多年の經驗を積み、終に之を採用するに至りたるなり。願ふに工場法制定の當初には、之が施行を地方自治體に委任し、自治體の選舉せる者を以て組織せられたる委員會をして工場を監督せしめたる

る實例甚だ多し、例へば英佛獨諸國の如し。抑も工場監督の事たる自治機關の性質と相容れざるものたり、自治機關の運用に就ては地方の中産以上の者之に當ること各國の通例たり、而して中産以上の者には自ら工場主たる者少なきに非ず、又自ら工場主たらざるも工場主と種々の關係を有せる者多かるべし。是等の人々に向て工場の監督を托す可らざること固より言を俟たず。加之、工場監督の任に當る者は技術に法制に専門の智識を有し、勵精事に従ふに非ざれば、其職責を全うする能はざるものたり。是の如きは専務の官吏を俟つて始めて行はるべきこととす、夫の名譽職として、自治機關の運用に參與する者に對しては、得て之を望むべからず。是等の事情の爲め、工場の監督を以て地方自治體に委託するの制度は、漸次廢止に歸せるものゝ如し。現今佛蘭西に於て地方自治體の機關をして、工場監督に參與せしむるの制

を存せるは、此遺風を襲ひたるものに外ならず。去れど此場合に於て自治體の機關は只工場監督官の職務の執行を監視補助するに止まり、一種の諮問會たるに過ぎず、自治體の機關をして工場監督の局に當らしむるに非ず。或は他の行政官をして工場監督の事務を兼ね行はしめたるの事例も各國の歴史に於て屢々之を見たり。佛蘭西にては會て度量衡検査官に此事務を執行せしめたることあり、小學監督官或は鑛山監督官に委託したること亦之あり。獨逸聯邦中、普魯西及びザクセンにては汽罐検査官をして工場監督の事を行はしめたることあり。此制たる先に述べたるものに比すれば、幾分の進歩を示せるものなり。工業の發達幼稚にして工場職工の數少なく、加之、工場法の規定は極めて簡短なる時代に在つては尙ほ可ならん。然れども、方今歐洲各國の工業の現狀に鑑み、且つ工場法の規定は漸次精密を加ふること

を思はゞ各國の監督官制に於て此事例の殆んど跡を絶てること亦怪むに足らざるべし。只特別の事項に就て他の行政官の力を藉ることは現今尙ほ各國に行はるゝなり、例へば工場臨檢をなすに當つて警察官を隨行せしむるが如き、衛生事務に關して衛生官と共に法律の執行をなすが如し。

右述ぶる所の諸種の制度は、到底工場監督の實を擧ぐるに由なし、於是乎、各國相踵いて専任の工場監督官を設くることゝなれり。英吉利は一八三三年、普魯西は一八五三年、佛蘭西は一八七四年、瑞西は一八七七年、埃太利は一八八三年に此端緒を開けり。而して是等の諸國に於て専任の監督官制も、當初は甚だ不完全なるものにして、殆んど有名無實の觀なきに非ざりしが、漸次改良せられ、終に現行の制度に進みたり。

各國現行の制度を按ずるに、只工場監督官を設け、之に工場監督の全

權を委任せるものと、工場監督官と共に工場監督會議なる機關を設けて監督官の事務を補助監督せしむるものと二種あり。前者は最も廣く行はれたる監督官制にして、後者は佛蘭西及び露西亞に於てのみ其實例を見る。抑も工場監督會議の制度たる、利害未だ明ならず、之が廢止を主張する者少きに非ざるも、余の見る所に依れば、工場監督の目的を達するに就き實に有用なる機關たり。蓋し工場監督の事たる、工業の發達に至大の關係を有せるものとす、今若し之を工場監督官に一任せんか、所謂鹿を逐ふの獵者は山を見ずの喩の如く、法を行ふこと中庸を失し、檢舉徒に苛細に流れ、其結果憂ふべきものなしとせず。且夫れ工場法は幾多の特例を存せる所の法律たり、而して之が範圍を定むるに就き、行政權の作用は廣大なるものあり。是等の場合に於て、監督會議は實際の必要に應じ、公平なる判斷をなすことを得べく、法律の適



用をして機宜に適し事實に合せしむることを得ん。若し夫れ監督會議が其職權を濫用し工場主の利益の爲めに徒に工場監督官を掣肘するの弊の如きは適當の官制に依り之を匡正する亦難きに非ざるべし。余は是より工場監督官の組織に就き各國の實例を略叙せん。

英吉利に於ては工場監督の事務は内務省の主管に屬し、内務大臣の下に工場監督總監(Chief inspector)一名を置き、以て監督事務を總括せしむ、監督官は監督區劃に應じて大區には大區工場監督官(Superintending inspector)を置き、小區には小區工場監督官(Inspector)を置く。小區工場監督官には地方に依り監督官補(Junior inspector)を附屬せしむるものとす。此他特別の事項に關して、或は一般の事務に就て補助員若干名を置けり。

今一八九七年工場監督官報告に基き各種監督官の員數を擧げん。

工場監督總監	一	(一人は婦女)
大區工場監督官	七	
小區工場監督官	四五	(四人は婦女)
工場監督官補	二六	
工場監督補助員	二八	

獨逸殊に普魯西に於ては工場監督は商工省の主管に屬せり、大區に工業參事官(Gewerhath)を置き、小區に工場監督官(Inspector)を置き、其下に工場監督官補を置けり。而して、工場監督官は建築及び汽罐の検査官を兼ねるものとす。

監督官の員數は一八九五年工場監督官報告に依れば左の如し。

工業參事官	二七
工場監督官	九二
工場監督官補	五五
此他補助員	若干名

奧大利に於ては工場監督の事務は商務省の主管たり、中央に工場監督總監 (Central Gewerbe Inspector) を置き、技師より任用せる工場監督官一名を之に附屬せしめ、而して各監督區に工場監督官 (Inspector) 十五名を置き、其下に工場監督官補十五名を置けり。

瑞西にては、工場監督の事務は農工省の所轄に屬し、各監督區に一名の工場監督官 (Inspector) を置き、其下に若干の補助員を置けり、而して中央に總監を置かず、三名の監督官は各々對等の地位に立てり。只、第一區監督官たるシューラーは工場監督の事務に就き、令名夙に高く、各國監督官の私淑する所たるが故に、事務統一の責任は氏自ら之を負ひ、殆んど事實上の總監たるものゝ如し。

佛蘭西に於ける工場監督官の組織は、他國と其趣を異にし、監督の機關は二種に分れたり、即ち工場監督官及び工場監督會議是なり。

工場監督の事務は商工省に屬し、大區に大區工場監督官 (Inspecteur divisionnaire) を置き、小區に縣工場監督官 (Inspecteur départemental) を置き、尙ほ其下に監督官補を設けたり、監督官の員數は一八九四年工場監督官報告に依れば左の如し。

大區工場監督官	一一
縣工場監督官	九二 (十五人は婦女)
工場監督官補	若干名

工場監督會議は左の數種より成る。

- (一) 工場監督高等會議 (Commission supérieure)
- (二) 工場監督縣會議 (Commission Départementale)
- (三) 工業主會議 (Comité de patronage)

工場監督高等會議は商工省に屬し、工場法の實施を監督し、之が改善

に關する立案をなすを以て職務とし、九名の會員を以て組織し、二名は上院議員の互選に依り、二名は下院議員の互選に依り、五名は左記の人々に就き大統領之を任命することとせり。

(イ) 參事院議員

(ロ) 商工局長

(ハ) 鑛山技師總監

(ニ) 工業會議所會員

(ホ) 公共衛生諮問會員

工場監督縣會議は各縣に設置するものとし、其性質は高等會議と均し、只其權限の範圍を異にするのみ。其組織に就ては各縣會をして隨意に之を定むることを得せしめたり。但し左記の人々は當然之が會員たるの權利を有するものとす。

(イ) 該縣を監督せる大區及び小區の工場監督官

(ロ) 該縣にて工業の中心たる都市に在る工業裁判所の所長及び副所長

工業主會議は各縣に之を設置することを得るものとし、其職務は徒弟及び幼年職工の保護に關し、又其技術教育に關し、改善の方法を講究するにあり。其組織に就ては凡て之を縣會に一任し、法律は只此會議の機關たるべき委員會が七名の會員を以て組織せられ、四名は縣會之を選定し、三名は縣知事が任命すべきことを定めたるのみ。

#### 第四 工場監督官の選任

工場監督官の職務は一般の行政と其性質を異にし一種の特色を存せるものたり、是故に監督官の選任に關し普通行政官と同一の方法に依る可らざるは固より言を俟たず、歐洲各國に於て工場監督官の選任

に就き特別の規定を設けたるは此理由に外ならず、余は茲に之に關する各國の規定を述べし。

普魯西に於ては工場監督官は獨逸高等學校(ホッホシユール)にて三年以上の科程を了り、左の資格の一を有せる者に就き之を任用す。

- (一) 各縣土木技師
  - (二) 鑛山技師、技師試補
  - (三) 普國鑛山學校若しくは高等工業學校(テヒニッシセ、ホッホシユール)の製鑛科及び器械科卒業生
  - (四) 飲食物化學者の免狀を有せる者
  - (五) 普國高等工業學校、化學科卒業生
  - (六) 普國大學化學教授若しくは助教
- 前記の資格を有せる者にして實務練習をなし、實務試験に及第する

を要す。

實務試験は一ヶ年半以上工場監督官應にて實務の練習をなしたる後之を行ふものとす、但し大工場に勤務し或は汽罐検査官たりし者に對しては之を一ヶ年に短縮することを得。

實務試験に及第したる者は更に一ヶ年乃至二ヶ年間工場法に關係ある法律政治の學科を修むるを要す。但し已に之を修めたることを證明するときは、此期限を半ヶ年に短縮することを得。又一ヶ年半以上これを修めたることを證明するときは、全く之を免除するものとす。

尙ほ最終に特に設けられたる試験委員の執行する試験に合格せざる可らず。

此及第者を以て工場監督官補とす。

(備考)此規則は縣工業參事官(大區工場監督官)には適用せざるものとす。

佛蘭西に於て工場監督官の任用は競争試験に由るものとし、而して志願者は左の資格を具ふる者たることを要す。

(一) 佛國國民たること

(二) 年齢二十六歳乃至三十五歳なること

試験は論文試験及び口頭試験の二種に分ち、左記の事項に關して之を行ふ。

(一) 工場法の理論に關する問題

(二) 工場衛生に關する問題

(三) 建築及び器械に關する問題

試験委員は左の人々を以て組織するものとす。

(一) 勞働高等會議議員二名

(二) 工業會議所所員二名

(三) 商務局長

(四) 大區工場監督官一名

(五) 商工省の高等官一名

右の試験に及第したる者を監督官補とし、一ヶ年在官の後之を監督官に任命す、大區工場監督官は第二等以上の監督官に就て商工省大臣之を任命するものとす。

英吉利に於ける工場監督官任用規則は佛獨兩國の如く綿密なる規定を存せず。其登庸試験は一般普通の教育ある者とし、加ふるに數學、理學等を以てせるのみ、特に技術の智識に重きを置くとなし、受験資格は極めて簡單にして年齢二十歳乃至三十歳にして自ら工場主たらざ

ること及び工場に關係を有せざることを以て條件とせり、但し職工に對しては除外例を設け、凡て之に與ふるに受験資格を以てしたり。

工場監督官の選任に關し種々の問題あり、就中最も重要なものは技術家を主とすべきや否やに在り。歐洲各國に於て之に關する理論及び實例は區々に歸せず。監督官は技術家を主とすべきことを主張する者の説に依れば、工場監督は工場設備に關するものと勞働條件に關するものとの二科に分たざる可らず、工場設備に關する監督は必ずや専門の技術家を俟たざる可らざるも、勞働條件に關するものに至ては特に専門の智識を要するに非ず、常識を以て之を判斷し得べき場合少しとせず、技術家にして工場監督官として相當の經驗を積まんか、之をなすこと容易の業ならんのみ、此理由に基き、監督官の選任は技術家を以て主とせざる可らずと云ふにあり。之に反對する者曰く、監督

官の幾部分は技術家を以て之に充てざる可らざると固より異議を挾むべきに非ず、去れど之を以て監督官選任の要件となし、此以外の人を排斥するが如きは、工場監督の本旨を誤るものたるを免れず、蓋し工場法の主眼とする所は、工場設備に關する監督に非ずして寧ろ勞働條件に關する監督に在り、而して勞働條件の監督は皮相の觀察者には甚だ容易なるが如く見ゆるも、其實は決して然らず、若し夫れ工場法をして社會政策の効果を奏せしめんが爲めには、充分なる社會的經濟的智識を有する者をして其局に當らしめざる可らず、而して此事たる單に之を技術家に一任するときは到底其目的を達するに由なかるべしと。

此説たる歐洲に於ける有數の工場監督官たる瑞西のシューラーの主張する所なりとす。之を各國の實例に徴するに獨逸、奧地利に於ては技術家を主とするの方針を執り、英吉利、瑞西に於ては廣く各種の階級よ

り之を選抜するの方針を執れり。佛蘭西に於て登庸試験の科目は稍々技術に偏するの傾向なきに非ざるも之を技術家に限ることゝなざるなり。

工場監督官の選任を技術家に限るべきや否やの問題に就き、余の見る所に依れば、工場監督官に技術の智識の必要なることは固より疑を容れざるも、技術家たることを以て登庸の要件となすは非なり、英吉利、瑞西に於て工場監督の方法其宜しきを得、夙に各國の模範たる所以のものは種々の事情に基けるも監督官の選任に就き門戸を開放し、廣く各種の人を網羅したること亦其一原因たりとす。普魯西に於て監督官を技術家に限れるは、該國の制度が工場監督官をして汽罐検査官を兼ねしむるの必要に基けり、又該國にては大區監督官即ち工業參事官は之を一般の行政官登庸規則に依りて選任したる者なり、是故に小區

監督官は之を技術家より登庸するも工場法の施行に毫も支障なきのみならず、二者相俟つて以て其効果を全うすることを得べし。由是觀之、監督官選任の方法に就きては各國の行政組織に依りて其趣を異にすべく、之を概論すること能はずと雖も、技術家と法制家とを併用することは最も必要なりとす。只技術家に偏して重きを是に置くは工場法の理想を貫徹する所以に非ざるべし。

工場監督官の選任に就きて各國の實例を按ずるに婦女を採用せる所と然らざる所との區別あり。英吉利、佛蘭西を除くの外、婦女を以て監督官に任用せる所なし、獨逸に於て一派の人々は頻に此議を主張するも未だ實行の緒に就かず、抑も英佛兩國に於て婦女を監督官に採用せるは近時の事にして、其理由とする所は女工の監督は婦女を以て其局に當らしむるに非ざれば其實相を明にする能はず、従つて適切なる

處分をなす能はずと云ふに在り。余は二國に於ける婦女監督官の成績を見るに、多少其目的を達したるが如し。アンダーソン嬢の如き英國に於て有数の監督官たる者も亦之なきに非ず。然れども元來婦女は體質孱弱にして到底工場監督の如き劇務に従事するの能力を缺き、且つ職を奉じ下に臨むに當り威嚴の足らざるものあるが故に、婦女監督官の制は一般の非議する所となれり。聞説英吉利にては婦女監督官は直接に工場監督の事に當らず、只内に在つて女工に關する各般の調査に任せしむるに止まると云ふ。

工場監督官に職工を任用すべきや否やの問題も、亦各國工場監督制度に於て議論一に歸せざる所のものたり。獨逸社會黨は屢々之に關する決議をなし、工場監督は職工の經驗ある者が監督官たるに非ざれば實効を奏することを得ずと主張せり。曾てシューラーは此問題に就き英

國著名の監督官レドグレイブと其意見を闘はしたることあり、シューラーは、工場の監督をなすには、工場の經驗あることを要す、職工と雖も相當の智識ある者は、之を採用するも何等の弊害を認めざるのみならず、却て其利たる大なるべしとの論據に依り、職工を以て監督官に任用するの可なることを主張せり。レドグレイブは之に反對して曰く、工場監督官たる者は最も公平の態度を執り、工場主と職工との間に立つて其利害を調停せざる可らず、若し夫れ職工より採用せられたる監督官は果して能く此態度を全うすることを得べきや、甚だ疑はし、又假令自ら挾む所なきも、工場主は之に對して好意を表すべきや否や、工場主にして已に嫌忌の念を起さんか、工場監督上其害や少なしとせざるべしと。

今之を各國の實例に徴するに、工場監督官に職工を採用せる處は只



英吉利あるのみ。茲に其來歴を述べんに、英吉利工場監督官制度に於ては從來工場主も職工も共に任用の資格なかりしが、偶然の事情の爲めに殊に職工を採用することゝなれり、是れ一八八一年の事なりとす。是より先、職工組合聯合會に於て屢々此決議をなし、當局者に獻策したることあり、輿論も稍々賛同の色を現はせり、然るに當局者は之を斥け、殊にレドグレーブの如きは一八七九年之に關する意見を公にして曰く、工場監督官は工場主より採用す可らざると均しく、職工よりも採用す可らず、奈何となれば法律の執行を公平ならしむるが爲めには二者共に非なればなりと。然るに一八八〇年の總選舉に於て自由黨は職工組合の力を藉つて多數を占めたる結果、自由黨の政府は此決議に服従することゝなり、翌年終に一名の監督官補を任命するに至れり。一八八二年職工組合聯合會は五十名の監督官補を職工中より任命すべ

しとの決議をなし、時の内務大臣ハーコートに建言せしも、氏は經費缺乏の理由を以て之を容れざりき。然れども此以後、職工より監督官補に任命せられたる者其數少しとせず。

#### 第五 工場監督の職務

工場監督官の職務は各國の制度に於て多少の差ありと雖も、之を概言すれば、法律適用の範圍に屬せる工場を巡視し、工場設備及び勞働條件に就き違反の事なきや否やを検査するに在り。此検査の方法として工場監督官は工場主及び職工に對し訊問をなし、或は各種の證明書及び職工名簿に就き取調をなし、或は工場内は事務室たると執業室たるとを問はず、又其時刻が晝間たると夜間たるとに關せず、之を臨檢することを得べし、臨檢の結果として違法の事あるを發見したるときは之を告發求刑し、又工場の設備にして危害の恐あり衛生に害あること

を認むる場合には臨時應急の施設を命ずるものとす。其他勞働條件の特例に就き特定の範圍に於て相當の命令處分をなすこと、必要の場合には警察官をして隨行せしむることを得ること、又工場主に對して工場監督に必要な統計及び其他の報告を徴收することを得べし。而して毎年一回工場監督に關する報告書を主務大臣に呈出するの義務あり、各國政府が年々公布する所の工場監督年報なるもの即ち是なり。

工場監督官が其職務を執行するに當り二種の方法あり、一は訴追的方法にして一は勸告的方法なり。是れ監督官其人の性行氣質に依て分るゝものにして制度の問題に直接の關係なきが如きも、歐洲各國に於て工場監督の方針として或は訴追の方針に依れるあり、或は勸告の方針に依れるあり、稍々其趣を異にせるを見る。英吉利の如きは前者

の代表とも云ふべきものにして工場監督年報に於て違反者の氏名を公示するが如き、偶々以て其一斑を知るに足らん。該國工場監督官の經驗に徴するに、工場法の發達甚だ幼稚にして、加ふるに工場主も職工も未だ工場監督に熟せざるの時に在りては、務めて勸告の方針に依り其結果を收むることとせり。然るに法令稍々綿密となり、適用の範圍愈々擴張せらるゝに及んでは、訴追の方針に依るに非ざれば、工場監督の目的を達する能はざるが故に、漸次此方針に移りしもの、如し。現時勸告の方針の代表は奧太利に於て之を見る、該國の工場監督官は其職務を執行するよりも、寧ろ工場主及び職工に對し訓誡を興ふることを務めたり、聞説、該國第四區の監督官は其事務を三種に分てり、(一)違反者の處分をなすこと、(二)工場主及び職工の協議に與ること、(三)工場主と職工との間に起れる爭議の仲裁和解をなすこと即ち是なり、又工場主

及び職工の爲めに毎週一日面會日を定むるは一般の事なりと云ふ。  
今該國工場監督年報に依り職工より協議を受けたる件数を擧げんか、

一八八五年	五二六
一八八六年	一、三五九
一八八九年	四、三四八
一八九〇年	五、〇二三
一八九一年	五、三一三
一八九二年	五、二五四

又工場主より協議を受けたる件数は左の如し。

一八八六年	四〇〇
一八八七年	八四三
一八九〇年	四〇九 (第一區のみに就き)

塙國工場監督官は種々の社會的慈惠的施設を獎勵し、由つて以て工場主と職工の調和を圖れり、或は勞働紹介處を設け或は圖書館を起し

或は、通俗講談會を開けり殊にヴェナ市に工業衛生博物館を起したることの如き其最たるものなるべし、是等の事業に就て工場監督總監ミガーカは大に與つて力ありと云ふ。

歐洲各國の工場監督の現状を按ずるに、工場設備に關する監督と労働條件に關する監督とを並行進歩せしめたる處は甚だ少し。英吉利、瑞西の如きは善く此權衡を保てるも、其他の諸國にて工場設備に關する監督に偏せるもの少しとせず。蓋し工場設備に關する監督は、之を労働條件に關するものに比すれば其事實を詳にし之を匡正すること容易なるのみならず、工場主も之に對して徒に反抗をなすことなきを常とす、是れ他なし工場主は業務上の危害に關しては職工に對し賠償の責任を有し、又これが爲めに起るべき建築器械の毀損は往々鉅額の損害を醸すことを知れるに依れり。是等の事情に基き、夫の塙太利の

如き、監督官の數少なく且つ其勢力の微弱なる處に在りて、工場監督が設備の監督に偏せるの傾向あるは亦已むを得ざること、云ふべし。又獨逸聯邦に於て、工場監督官が汽罐検査官を兼ねる場合には、同一の弊害の存せるものあり、顧ふに汽罐検査は定期に之を行はざる可らず、且検査の準備をなさしむるが爲めに一定の豫告期間を設けざる可らず、工場臨檢の豫告をなして、而して後工場を臨檢し、之に由て勞働條件の監督をなさんとするは殆んど無謀の事と云ふべし。去れば此場合に於ては、汽罐検査と工場臨檢とは時を異にして之をなさざる可らず、一人にして二種の事務を兼ね行ふ、果して善く此目的を達すべきや、勞働條件に關する監督が、自ら疎漏に流るゝの弊あるは免る可らざることとなりとす。

工場監督官が其職務に忠實にして監督を勵行するに當り、有力なる

工場主は政府の當局者に迫りて之を掣肘せしめ、監督官の活動を阻礙し終に其地位を危くするに至りたることは各國に於て往々見る所の事例なりとす。工場監督制度が最も進歩せりと稱せらるゝ英吉利に於てすら、曾て此弊害の存せしことあり。監督官は之が爲に苦心經營せしことは、レドグレープ、ペーカー等屢々之を明言せり、況んや其他の諸國に於てをや。奧太利に於ては一八九一年の議會に伯爵カヅニクは此事實に關する報告をなして曰く、某監督官が有力なる富豪の所有せる大工場を臨檢して違反の事あるを發見し、告發の手續をなしけるが、該工場主は大に怒り、直に主務大臣を訪ひ、該監督官の所行を非難し相當の處決を促せり、主務大臣は奈何ともする能はず、該監督官を招き痛く之を詰責せしかば、監督官は恐懼出づる所を知らず終に病に罹り一ヶ年餘全く事務を視ること能はざりしと。此報告を讀む者は奈何